

鳥取縣公報

第千百拾五號

昭和十五年三月二拾二日

金曜日

本報ノ大半サ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第百六十三號

鳥取縣師範學校本科卒業生ニ對シ昭和十五年三月十七日鳥取縣女子師範學校本科卒業生ニ對シ昭和十五年三月十五日左ノ通小學校本科正教員免許狀ヲ授與セリ

昭和十五年三月廿二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

小學校本科正教員

同同同同同同同

尾上植稻稻石池足

崎村村葉葉谷本立

順速谷德職忠高

太太太速

崎藤雄夫男美邊明

鳥取縣公報

每週日發行

（休日ニ當ル）

昭和十五年三月廿二日

（昭和十四年四月十五日）

一

二

00607-7

00607-1

取縣公報 第千五百五號 昭和十五年三月廿二日

(第三種郵便物認可)

三

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

小岡吉長小磯井岡澤竹西松生大清富吉池中渡

矢

谷垣村尾江上本村本口本田谷水谷田田村邊

野

盈 定隆 邦 一 英修 彌 隆富岩松禎 市

夫大喜徳彦愿馨郎忠男二才郎慎一一雄雄雄範

取縣公報 第千五百五號 昭和十五年三月廿二日

(第三種郵便物認可)

二

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

山山山矢丸前松秤中露田田田武瀬塩小川河大

本

本村中倉勢田田 谷木村邊多田尾谷谷 口市西

市

隆房 正 哲 安克孝 龜 益辰澄晴 左嘉康 次 衛太

功義雄郎夫實勉雄己男浩鑑稔人雄三男門郎補

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

岸岸加景茨岡岡大今石有淺古中松秋石池石田

本本藤山野本本西井井本尾屋山本本谷本賀中

幸美ミ金喜峰貴泰永壽明竹健昌王晃謙
ツ 兼

江榮幸愛江惠子枝子子子子子義一修之三逸茂治

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

梶尾淺村山矢本万増船藤福濱西浪中谷高島小

村崎田中本嶋池代田橋本田田垣花島川橋林

貴美多二富田み登田は
芳代香三菊豐雅静榮輝幸建操
久代香三美鶴す志鶴る

枝子子美四枝子子子子江子惠江惠子子子子

鳥取縣公報 第一千五百十五號 昭和十五年三月廿二日

(第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第一千五百十五號 昭和十五年三月廿二日 (第三種郵便物認可)

同 同

◆鳥取縣告示百六十四號
國民健康保險法第十三條ノ規定ニ依リ左ノ通指定セリ

井	蓮	山	松	福	姬	西	西	寺	谷	田	田	瀧	小	國	國	北	北
之																	
上	佛	田	田	島	田	村	田	田	口	中	中	尾	林	岡	岡	尾	村
	正	ふ	延	英			三	喜	喜	麻	睦	喜	美	春	三	美	さ
							枝	久	久			美	登	千	智	よ	
	枝	ゆ	江	子	茂	子	枝	利	枝	子	子	子	利	枝	子	榮	子

昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱 福部村國民健康保險組合

二 事務所ノ所在地 鳥取縣岩美郡福部村大字細川六百六拾參番地ノ五

三 組合ノ地區 鳥取縣岩美郡福部村

四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スル者

(一) 第三種所得稅百五十圓以上納ムル者

(二) 貧困ノ爲救護法又ハ母子保護法ニ依ル救護ヲ受クル者

(三) 左ニ掲グル者但シ世帯所屬者中被保險者タル有資格者ノアル者ヲ除ク

(イ) 鐵道從業員

(ロ) 駐在巡查

(ハ) 小學校教員

(ニ) 電燈會社駐在員

五 指定年月日 昭和十五年三月二十二日

◇鳥取縣告示第百六十五號

米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
清水長由	泉 清實	氣高郡勝部村	氣高郡勝部村役場	昭和十五年三月十五日
磯江義幸	中本岩雄	東伯郡下北條村	東伯郡下北條村役場	同
影井政一	清水志郎	氣高郡正條村	氣高郡正條村役場	同
渡邊光雄	森田亮一	西伯郡宇田川村	西伯郡宇田川村役場	同

◇鳥取縣告示第百六十六號

動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

驚見忠孝	中井 稔	東伯郡 倉吉町	東伯郡倉吉町役場	同
	安部千賀雄	八頭郡 賀茂村	八頭郡賀茂村役場	同

免許證番號	住 所	氏 名
一、一三三八	西伯郡五千石村大字福市百參拾壹番地	齊 木 保 治

00609

◆鳥取縣告示第百六十七號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル綿縫絲ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

綿 縫 絲
(一) 染縫絲及晒縫絲

番 號	種 別	番 手	撚	卸賣業者販賣價格 (單位一玉)	小賣業者 販賣價格 (單位一總)	備 (標準總數) 考
一	並東京絲	純綿二〇	三合撚	一七、四〇	一一	一一〇
二	上東京絲	同一六	同	一八、四〇	一五	一六〇
三	同	同二〇	同	一八、七〇	一六	一一〇
四	同	同三〇	同	一九、三〇	一一	一一〇

00610

五	瓦 斯 絲	同 二〇	二合撚	一八、七〇	一六	一六〇
六	同	同 四〇	三合同	一九、九五	一一	一一〇
七	同	同 六〇	二合同	二六、〇〇	二三	一五〇
八	同	同 六〇	三合同	二六、八〇	二四	一五〇
九	同	同 六〇	四合同	二六、六〇	二四	一五〇
一〇	同	同 八〇	二合同	三一、七五	二二	二〇〇
一一	同	同 八〇	三合同	三三、〇〇	一八	二五〇
一二	木 綿 絲	同 三二	二合同	一七、二五	二九	八〇
一三	同	同 三二	三合同	一七、三五	二九	八〇
一四	同	同 四二	二合同	一八、三五	二三	一〇五
一五	同	同 四二	三合同	一八、五五	二三	一〇五
一六	駒 撚	同 四二	二合同	二〇、二五	二六	一〇五
一七	同	同 四二	三合同	二〇、四五	二六	一〇五

一八	同	同六〇	二合燃	二八、五〇	二六	一五〇
一九	上東京絲	混紡一六	三合同	一九、八〇	一七	一六〇
二〇	同	同二〇	三合同	二〇、〇五	一七	一六〇
二一	瓦斯絲	同二〇	二合同	二〇、〇五	一七	一六〇
二二	同	同六〇	二合同	二七、四五	二四	一五〇
二三	木綿絲	同一六	三合同	一六、九〇	一一	二〇〇
二四	同	同一六	四合同	一六、九〇	一一	二〇〇
二五	同	同二〇	三合同	一七、三五	一一	二〇〇
二六	同	同二〇	四合同	一七、三五	一一	二〇〇
二七	同	同三三	二合同	一八、五〇	三一	八〇
二八	同	同三三	三合同	一八、五五	三一	八〇
二九	同	同四四	二合同	一九、九〇	二五	一〇五
三〇	同	同四二	三合同	二〇、〇〇	二五	一〇五

一 小賣業者販賣價格ハ一玉ヲ標準總數欄記載ノ總數ニ等分シタルモノヲ販賣スル場合ノ一總ノ價格トシ其ノ他ノ場合ノ一總ノ價格ハ其ノ總數ト標準總數トノ比ヲ本表價格ニ乗ジテ得タル額トス但シ錢位未滿ハ四捨五入シ錢位ニ止ムルモノトス

二 本表卸賣業者販賣價格ハ直接染料黒染シルケット掛品ノ價格トシ其ノ他ノ染縫絲及晒縫絲ニ付テハ左表ニ依リ格上又ハ格下スルモノトス

染 種 別 格 差 (一玉ニ付)

同	シルケット掛	下	一、四二
同	上晒	下	一、〇一
同	硫化黒二上掛紺	下	〇、四七
同	淡藍紺	上	〇、五三
同	中藍紺	上	一、六三
同	濃藍紺	上	二、七三
同	淡色物	下	〇、五六
同	中色物	上	〇、〇二
同	濃色物	上	〇、六〇

無	シ	ル	精	練	下	二、四五
同	並	晒	晒	晒	下	二、二九
同	上	晒	晒	晒	下	二、〇一
同	同	同	同	同	下	一、四七
同	同	同	同	同	下	一、〇〇
同	同	同	同	同	下	〇、四七
同	同	同	同	同	上	〇、六三
同	同	同	同	同	上	一、七三
同	同	同	同	同	下	一、五六
同	同	同	同	同	下	〇、九八
同	同	同	同	同	下	〇、四〇

(1) 硫化黒上掛紺トハ硫化黒染ニ塩基性染料ノ上掛ヲナシタルモノヲ謂フ
 (2) 淡藍紺染絲トハ五度染以下ノモノ、中藍染トハ一〇度以下ノモノ濃藍紺染トハ其ノ他ノ藍紺染ノモノヲ謂フ

番	手	燃	單	位	價	格	
八	〇	二	合	燃	壹	玉ニ付	二、七五
八	〇	三	合	燃	同	同	二、二〇
六	〇	二	合	燃	同	同	一、六五
六	〇	三	合	燃	同	同	一、三五
六	〇	四	合	燃	同	同	一、三五
其	他	同	同	同	同	同	一、〇〇

(3) 淡色物トハ一パーセント以下ノ染料ヲ以テ染メタルモノ中色物トハ二パーセント以下ノ染料ヲ以テ染メタルモノ濃色染トハ其ノ他ノ染料ヲ以テ染メタルモノヲ謂フ
 (4) 並晒トハ晒ノミヲ施セルモノ上晒トハ並晒ヲナセルモノヲ更ニ石鹼處理ヲ施セルモノヲ謂フ
 三 糊入ヲナシタルモノハ卸賣業者販賣價格ニ於テ一玉ニ付二十錢ヲ加算スルモノトス
 四 角玉仕上ノモノハ卸賣業者販賣價格ニ於テ一玉ニ付十五錢ヲ加算スルモノトス
 五 スフール卷(ユニバーサル、ワインダー機卷)ヲナシタルモノハ卸賣業者販賣價格ニ於テ一玉ニ付左ノ金額ヲ加算スルモノトス

(二) 生縫絲

番號	種別	番手	燃	卸賣業者販賣價格 (單位一玉)	小賣業者 販賣價格 (單位一總)	備 (標準總數)
一	會社燃	純綿三三	二合燃	一三、一〇	一二	八〇
二	同	同三三	三合燃	一三、二五	一二	八〇
三	同	同四二	二合燃	一四、二〇	一八	一〇五
四	同	同四二	三合燃	一四、四五	一八	一〇五
五	別燃	同 一〇	二合燃以上	一一、六〇	一六	一〇〇
六	同	同 一六	二合燃以上	一二、二〇	一六	一〇〇
七	同	同 二〇	二合燃以上	一二、六五	一七	一〇〇
八	同	同 三〇	三合燃	一四、一〇	一九	一〇〇
九	同	同 三〇	三合燃以上	一三、九五	一九	一〇〇
一〇	同	同 四〇	二合燃	一五、三〇	二〇	一〇〇
一一	同	同 四〇	三合燃以上	一五、〇五	二〇	一〇〇

鳥取縣公報 第千百十五號 昭和十五年三月廿二日 (第三種郵便物認可)

一二	同	同 六〇	四合燃以上	二四、八〇	三三	一〇〇
一三	駒燃	同 四二	二合燃	一六、一〇	一〇	二一〇
一四	同	同 四二	三合燃	一六、三五	一一	二一〇
一五	リソング燃	同 二〇	二合燃	一三、三五	三五	五〇
一六	同	同 二〇	二合燃	一三、三五	三五	五〇
一七	同	同 二〇	三合燃	一三、二五	三五	五〇
一八	同	同 二〇	三合燃	一三、二五	三五	五〇
一九	同	同 二〇	四合燃以上	一三、一五	三五	五〇
二〇	同	同 二〇	四合燃以上	一三、一五	三五	五〇
二一	同	同 三〇	二合燃	一五、二〇	四〇	五〇
二二	同	同 三〇	三合燃	一四、九五	三九	五〇
二三	同	同 三〇	三合燃	一四、九五	三九	五〇
二四	同	同 三〇	四合燃以上	一四、八〇	三九	五〇
二五	同	同 三〇	四合燃以上	一四、八〇	三九	五〇

鳥取縣公報 第千百十五號 昭和十五年三月廿二日 (第三種郵便物認可)

二六	同	同	四〇	二合燃ノ	一六、六〇	四四	五〇
二七	同	同	四〇	二合燃ノ	一六、二五	四三	五〇
二八	同	同	四〇	三合燃ノ	一六、二五	四三	五〇
二九	同	同	六〇	二合燃ノ	二五、七〇	三四	一〇〇
三〇	同	同	八〇	三合燃ノ	三三、〇〇	四三	一〇〇
三一	同	エジプト	三〇	四合燃ノ	二〇、八〇	五五	五〇
三二	張	純綿	一〇	二合燃ノ	一一、一五	五三	三〇
三三	同	同	一〇	三合燃ノ	一一、一五	五三	三〇
三四	同	同	一〇	三合燃ノ	一一、八〇	五二	三〇
三五	同	同	一〇	三合燃ノ	一一、八〇	五二	三〇
三六	同	同	一〇	四合燃ノ	一一、六〇	五一	三〇
三七	同	同	一〇	四合燃ノ	一一、六〇	五一	三〇
三八	同	同	二〇	二合燃ノ	一四、三〇	六二	三〇

鳥取縣公報 第千百十五號 昭和十五年三月廿二日 (第三種郵便物認可)

三九	同	同	二〇	三合燃ノ	一四、三〇	六二	三〇
四〇	同	同	二〇	三合燃ノ	一三、一〇	五七	三〇
四一	同	同	二〇	三合燃ノ	一三、一〇	五七	三〇
四二	同	同	二〇	四合燃ノ	一一、九五	五七	三〇
四三	同	同	二〇	四合燃ノ	一一、九五	五七	三〇
四四	同	同	二〇	五合燃ノ	一一、七五	五六	三〇
四五	同	同	二〇	五合燃ノ	一一、七五	五六	三〇
四六	同	同	二〇	六合燃ノ	一一、六〇	五五	三〇
四七	同	同	二〇	六合燃ノ	一一、六〇	五五	三〇
四八	同	同	二〇	七合燃ノ	一一、五〇	五五	三〇
四九	同	同	二〇	七合燃ノ	一一、五〇	五五	三〇
五〇	同	同	三〇	三合燃ノ	一六、四〇	七二	三〇
五一	同	同	三〇	三合燃ノ	一五、二五	六七	三〇

鳥取縣公報 第千百十五號 昭和十五年三月廿二日 (第三種郵便物認可)

五二	同	同	三〇	三合燃ノ	一五、二五	六七	三〇
五三	同	同	三〇	四合燃ノ	一四、九〇	六五	三〇
五四	同	同	三〇	四合燃ノ	一四、九〇	六五	三〇
五五	會社	混紡	二〇	三合燃	一二、四〇	九	二〇〇
五六	同	同	二〇	四合燃	一二、四〇	九	二〇〇
五七	同	同	三二	二合燃	一三、五五	二三	八〇
五八	同	同	三三	三合燃	一三、六五	二三	八〇
五九	同	同	四二	三合燃	一五、〇五	二〇	一〇〇
六〇	別	燃	一〇	二合燃以上	一二、〇〇	一六	一〇〇
六一	同	同	一六	二合燃以上	一二、六〇	一七	一〇〇
六二	同	同	二〇	二合燃以上	一三、〇〇	一七	一〇〇
六三	同	同	三〇	二合燃	一四、四〇	一九	一〇〇
六四	同	同	三〇	三合燃以上	一四、二五	一九	一〇〇

六五	同	同	四〇	二合燃	一五、五五	二二	一〇〇
六六	同	同	四〇	三合燃以上	一五、三五	二二	一〇〇
六七	リ	同	二〇	二合燃	一三、七〇	三六	五〇
六八	同	同	二〇	二合燃	一三、七〇	三六	五〇
六九	同	同	二〇	三合燃	一三、五五	三六	五〇
七〇	同	同	二〇	三合燃	一三、五五	三六	五〇
七一	同	同	二〇	四合燃	一三、五〇	三六	五〇
七二	同	同	二〇	四合燃以上	一三、五〇	三六	五〇
七三	同	同	三〇	二合燃	一五、四〇	四一	五〇
七四	同	同	三〇	三合燃	一五、二五	四〇	五〇
七五	同	同	三〇	三合燃	一五、二五	四〇	五〇
七六	同	同	三〇	四合燃	一五、〇五	四〇	五〇
七七	同	同	三〇	四合燃以上	一五、〇五	四〇	五〇

九一	同	同	二〇	四合燃ノ	一三、三〇	五八	三〇
九二	同	同	二〇	四合燃ノ	一三、三〇	五八	三〇
九三	同	同	二〇	五合燃ノ	一三、一〇	五七	三〇
九四	同	同	二〇	五合燃ノ	一三、一〇	五七	三〇
九五	同	同	二〇	六合燃ノ	一二、九五	五七	三〇
九六	同	同	二〇	六合燃ノ	一二、九五	五七	三〇
九七	同	同	二〇	七合燃ノ	一二、八〇	五六	三〇
九八	同	同	二〇	七合燃ノ	一二、八〇	五六	三〇
九九	同	同	三〇	三合燃ノ	一六、七〇	七三	三〇
一〇〇	同	同	三〇	三合燃ノ	一五、四五	六七	三〇
一〇一	同	同	三〇	三合燃ノ	一五、四五	六七	三〇
一〇二	同	同	三〇	四合燃ノ	一五、二〇	六六	三〇
一〇三	同	同	三〇	四合燃ノ	一五、二〇	六六	三〇

七八	同	同	四〇	三合燃ノ	一六、八五	四四	五〇
七九	同	同	四〇	三合燃ノ	一六、五〇	四三	五〇
八〇	同	同	四〇	三合燃ノ	一六、五〇	四三	五〇
八一	張	燃	一〇	二合燃ノ	一二、五五	五五	三〇
八二	同	同	一〇	三合燃ノ	一二、五五	五五	三〇
八三	同	同	一〇	三合燃ノ	一二、二〇	五三	三〇
八四	同	同	一〇	三合燃ノ	一二、二〇	五三	三〇
八五	同	同	一〇	四合燃ノ	一二、〇〇	五二	三〇
八六	同	同	一〇	四合燃ノ	一二、〇〇	五二	三〇
八七	同	同	二〇	二合燃ノ	一四、六五	六四	三〇
八八	同	同	二〇	二合燃ノ	一四、六五	六四	三〇
八九	同	同	二〇	二合燃ノ	一三、四五	五九	三〇
九〇	同	同	二〇	三合燃ノ	一三、四五	五九	三〇

鳥取縣公報 第千百十五號 昭和十五年三月廿二日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第千百十五號 昭和十五年三月廿二日 (第三種郵便物認可)

- 一 小賣業者販賣價格ハ一玉ヲ標準總數欄記載ノ總數ニ等分シタルモノヲ販賣スル場合ノ一總ノ價格トシ其ノ他ノ場合ノ一總ノ價格ハ其ノ總數ト標準總數トノ比ヲ此ノ本表價格ニ乗ジテ得タル額トス
- 但シ錢位未滿ハ四捨五入シ錢位ニ止ムルモノトス
- 二 スプール卷(ユニバーサル、ワインダー機卷)ヲナシタルモノハ元卸業者販賣價格又ハ卸賣業者販賣價格ニ於テ一玉ニ付左ノ金額ヲ加算スルモノトス

番 手	燃	單 位	價 格
八〇	二 合 燃	壹 玉 ニ 付	二、圓 七 五
八〇	三 合 燃	同	二、二 〇
六〇	二 合 燃	同	一、六 五
六〇	三 合 燃	同	一、三 五
六〇	四 合 燃	同	一、三 五
其ノ他	同	同	一、〇 〇

◆鳥取縣告示第百六十八號
東伯郡高城村福積耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第百六十九號
東伯郡高城村^{上福田}耕地整理組合地區並設計書及規約變更ノ件認可セリ
昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第百七十號
鳥取縣水產試驗場ニ於テ昭和十五年四月入場セシムベキ水產青年講習生ヲ募集ス其ノ要項左ノ如シ
昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 本場ノ位置 鳥取市賀露町
 - 一 講習ノ目的 漁村中堅人物養成
 - 一 募集人員 十 名
 - 一 講習年限 一 年 (自四月至翌年三月)
 - 一 入場資格 高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ滿十五歲以上滿二十五歲未滿ノ青年
 - 一 入場手續 入學願書、履歷書、醫師身體檢查書ヲ三月二十五日迄ニ鳥取縣水產試驗場宛提出スルコト
 - 一 試驗方法 三月三十日(午前九時)鳥取縣水產試驗場ニ於テ口頭試問ヲナス
月約十圓ヲ支給スル
 - 一 講習生手當
 - 一 其ノ他詳細ハ鳥取縣水產試驗場ヘ照會アリタシ
- ◆鳥取縣告示第百七十一號
產婆名簿登錄取消者左ノ如シ

昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
住所 鳥取縣西伯郡外江村貳千九百四拾番地
昭和十五年一月二十六日死亡ニ依リ產婆名簿取消方出願ニ對シ昭和十五年三月十二日取消

竹 内 ま さ 子

鳥取縣告示第百七十二號

三重縣四日市市大字馳出字北浦七一九番墓地壹反貳畝四步ハ今回移轉改葬スル事ト爲リタルニ付同墓地ノ有縁者ハ來ル四月二十日迄ニ墓地管理者四日市市大字馳出壹六六壹番地北川藤助宛申出ツベク若シ期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜措置スベキ旨照會アリタリ

昭和十五年三月二十二日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

彙報

行旅 死亡 人

一 取扱者 石川縣石川郡金石町長

二 本籍、住所、職業、氏名、年齢等

不詳ナルモ推定年齢五十五、六才位ノ男子

三 身長五尺一寸位、顔丸ク體瘦セ頭髮長ク生ヘ上リ白髮交リ其ノ他並

四 着 衣

白木綿三尺襪、白ネル腰巻、コットン襪衣、コットン胸巻
黒ネル白ネルノ襦袢各一枚、鼠色セル袴、茶色基板縞綿入
ヲ着シ人絹黒色兵兒帶ヲ締メ紺サージ前垂ヲナシ黒色羅紗

五

所持物件
トシビヲ着シ白木綿足袋ヲ穿テ其上ニ黒メリヤス足袋ヲ穿

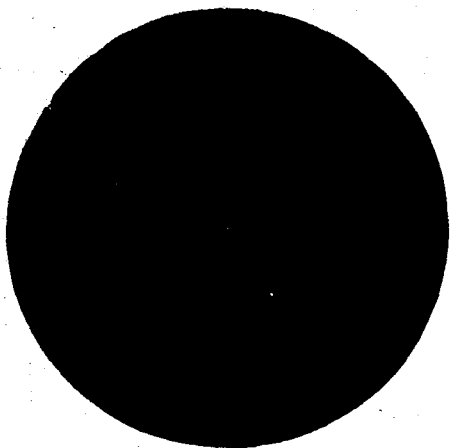
金五拾七錢(内譯拾錢白銅貨五枚、五錢白銅貨壹枚、壹錢銅貨貳枚)在中ノ茶色革製丸型徑約四寸ノ財布一個、セルロイド黒縁眼鏡及其ノサック(内面ニ金澤市尾張町唐津寶玉店ト記シアルモノ)各一個煙管及其ノ蓆入各一個黒色マスタ一個北陸線列車時間表(金澤市馬場町上通リスエス理容館ト記シアルモノ)一枚煙草朝日拾本
右死体ハ石川縣石川郡金石町金石港ニ漂着セルヲ昭和十五年一月十五日午前檢視シ之ヲ金石町ニ於テ假埋葬ニ附セリ
右心當リノ向ヘ直接同町長宛照會相成度

彙報

報

第四十六號

事變特報



舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

00627

目 次

- 一 臨時農村負債處理法に就て……………(規畫課)二九頁
- 一 金使用規程……………(時局課)三一頁
- 一 國民融和……………(社會課)三二頁
- 一 滿洲分科……………(規畫課)三五頁
- 一 林務……………(林務課)三九頁
- 一 社寺兵事課……………(社寺兵事課)四〇頁
- 一 時局……………(時局課)四三頁
- 一 統計……………(統計課)四五頁
- 一 土地賣買の實際事例調査……………(警務課)四六頁
- 一 毒瓦斯の防ぎかた(一)……………(社會課)四九頁
- 一 戦死者遺児を靖國神社に招きて……………(地方課)五一頁
- 一 常會での話方……………(社會課)五三頁
- 一 子供と金についての親達の注意……………(社會課)五三頁

久持忍堅・せは現に米

00628



臨時農村負債處理法に就て

我國農山漁村の累積負債は四十一億圓と稱せられてゐて、此のため農山漁村は負債の重壓に依つて經濟活動の促進が阻止されてゐるので、政府で臨時農村負債處理法が昭和十三年六月より實施せられたが、之は組織的に農山漁村の經濟更生を圖り、延びては國家の經濟發展に寄與せんとするものである。

今次事變の發生に依つて農山漁村から多數の出征者を見、中には名譽の戦死を遂げ、或は傷痍疾病の身となる者が相當にあるので、之が銃後對策の一つとして戦死者の遺族、並に戦傷病者及び其の家族に對して負債整理をなさしめ

以て經濟更生を企圖せんとして從來の負債整理制度に若干の新規な規定を設けられたものである。其の新規な規定の概要は次の二點である。即ち

一 未だ負債整理組合の設立なき農山漁村に於ても戦死者の遺族、戦傷病者及び其の家族の負債處理をなし得ることにしたること。従つて負債處理計畫の樹立、並に負債の條件緩和に關する協定の斡旋を道府縣臨時負債處理委員會(會長は地方長官)をしてなすしめ、而も其の斡旋を容易ならしめたこと。

二 負債處理資金の特別融通に依り市町村産業組合中央金庫、及び融資銀行の受けたる損失に對する補償の割合を從來の制度の二倍に引上げ、融通の敏速圓滑を期したこと。本法の適用を受けるべき範圍は農山漁村に居住する者のみであつて、支那事變のみに限らず事變に關聯があれば滿洲或は内地にてもよく而

も軍人のみに限らず従軍看護婦、従軍通譯従軍記者等の軍屬及び徴用の人夫をも含まれてゐる。本法に依つて處理し得る負債は戦死者の死歿の時、又は戦傷病者が傷病に罹つた時以前に於て生じたる戦死傷病者遺家族の私法上の金銭債務に限られてゐるが、特別の事由があつて地方長官が認可したる場合は其の範圍が擴張せられることがある。

手續きとしては申出、進達、受理の三階段になつてゐて、申出は當時者たる本人又は市町村長、市町村負債整理委員、信用組合負債整理組合の理事がなすのである。尤も之等の人がなす場合は本人の同意を必要とする。本人が申出する時には委員に差出すのであつて、委員へ市町村長及び學識經驗者中より地方長官が選任したる者)は負債の處理をなす必要があるか否かの意見を具して之を會長に進達するのである。即ち委員は申出のあた戦死傷病者遺家族の資産、業務及び家計の状況、一切の債務に付ての債權者、發生年月日、金額、利率、償還期限及

び方法、辨償狀況並に債務發生の事情を調査して意見の資料にするのである。債務は一切のものであるから、本法の適用範圍外の公法上の債務を含むのは當然である。

委員から進達を受けたる會長は、直に受理するや否やを決定して申出者、及び進達をなしたる委員に其の結果を通知することになつて居り更に會長は擔當委員を指定して申出の要旨擔當委員の氏名を當事者に通知することになつてゐる。

擔當委員は條件緩和の斡旋及び負債處理計畫を樹立して利害關係人の意見を聴き、調査を作成して負債處理計畫の要領を記載した書類と共に會長に報告しなければならぬ。

融通資金は凡そ五億圓程度であつて、融通機關としては市町村、信用組合、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行等の所謂融資銀行及び負債整理組合等がある。

融通の期限は昭和十三年より尙ふ廿五年以内であつて、市町村及び信用組合が貸付をなす場

合は最高限度三千圓であるが、特別の事由に依つて地方長官の認可を受けたる場合は五千圓まで融通せられる。融資銀行よりする場合は五千圓以内である。利率は何れの場合も年三分八厘である。

擔保は融資銀行にあつては不動産擔保付とし市町村又は信用組合が貸付ける場合には擔保を徴しても無擔保でもよい。負債整理組合よりの轉貸の場合には市町村、信用組合は負債整理組合がその組合員に對して持つ貸付債權を債權質にとることになつてゐる。

本法の運用に當つての手数料及び調査費等は徴收されないが、當事者の申出に依つて特別の行爲をなしたる場合は、地方長官の定める所に依つて實費を徴收せられることになつてゐる。



□ 金 使 用 規 則

産金法第十一條及び第十二條の規定に基き、

大藏省令第五十二號を以て金使用規則が改正せられ、昭和十四年十二月二十三日官報で公布せられて本年一月一日より實施せられてゐる。この規則は金を用ひた製造を禁止し、金地金の譲渡を制限し、其他金の使用に關して制限を加へたものであつて、その要旨は次の通りである

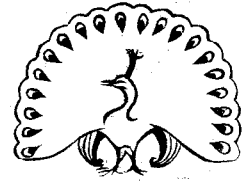
一 金を用ひた製品(金を含む合金、金銀、金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及び金化合物並に此等を用ひた製品を含む以下同じ)は當分の内之を製造することを得ない。但し醫療用として必要已むを得ないもの又は大藏大臣の許可を受けた場合を除く。

二 前項但書の規定に依つて許可を受けやうとする者は、一定の事項を記載した許可申請書を大藏大臣に提出すること。

三 當分の内、物の加工又は修繕の爲に金を使用することを得ない。但し醫療用として必要已むを得ないもの又は大藏大臣の許可を受けた場合を除く。

四 政府又は大藏大臣の指定する者、大藏大臣の金地金の使用又は譲渡の許可を受けた者又は大藏大臣の許可を受けて發行する金地金の使用券を所有する者以外の者に金地金を譲渡しようとする者は大藏大臣の許可を受けねばならない。

五 大藏大臣は必要ありと認めるときは、金を用ひたる製品を製造する者に對し、金の使用量又は其の製品の種類若くは數量を制限することが出来る。



國民融和

についで

△國民融和の要

三月十四日は明治元年長くも 明治天皇が五

民融和日を中心として三月十一日より十七日に至る一週間を國民融和週間とし、其の間各種の行事に依つて國民一般の理解を深め、この目的の達成に力められてゐるのである。

抑々我が日本民族は皇室を中心とする一大家族であつて、列聖慈育惠養の御恩徳は國內に普遍し國民全體は此の洪大なる御仁慈の下に渾然融合し、悉く日本民族たるの自覺と信念とを堅持し、皇運を扶翼し奉ることを以て無上の光榮としてゐるのである。かくの如き美はしき君民の關係は實に我が國體の精華であつて、これを發揚するには國を擧げて戮力一致、奉仕の觀念を以て一切の事業の遂行に努むる所がなければならぬ。此の意味に於て融和問題は國民共同の責務として一日も速かに解決すべきものである。

今や帝國は肇國の理想に基づき、天地大愛の精神を顯揚する爲に東亞新秩序建設の聖業を展開しつつある。併しながらこの聖業の前途は尙幾多困難の重疊すべきを覺悟せねばならないの

箇條の御誓文を御宣布あらせられた日であつてこれについては前號に記したのであるが、いふまでもなく五箇條の御誓文は肇國の大義を基調とする改新の國是を昭示し給ふたもので、就中「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と仰せられた御言葉の中に維新の大精神が現はされてゐる。

この大精神に基づいて明治四年八月太政官布告を以て徳川幕府以來特に強化されてゐた國民の差別制度が撤廢せられ國民の一部に對する不合理な差別が除かれて一視同仁の 聖旨の下に萬民齊しく皇恩に浴するに至つたのである。

されば、財團法人中央融和事業協會が昭和五年以來此の日を國民融和日と定め爾來全國の融和事業團體と相呼應し、此の記念すべき日を期して記憶を新にしつゝ融和促進の運動を行つて來たのであるが、今事變勃發以來國を擧げて國民精神總動員運動に參じ、協力一致以て銃後の護りを堅くする爲には一層國民融和の徹底を圖る必要があるので、一昨昭和十三年以來この國

であつて、克く此の困難を克服し所期の目的を達成するには愈々日本精神を昂揚し、舉國一致盡忠報國の誠を致すべきであることは云ふ迄もない。此の時局に際し更に進んで此の精神を日常生活に擴充強化して、一圓融合の社會を實現することを期せねばならない。即ち國民融和の要彌々切なるを感ずる次第である。

△融和運動の志向

從來融和事業の指導方針として打立てられてゐた目標は、内部自覺を中心として、一般啓蒙の施設を外廓とせられてゐたのであるが、今後その方針を改訂せられて新しい指導方針の下に融和事業の展開を圖ることとなつた。

その第一は部落と一般とを別々に見ないことである。即ち從來は、部落に對しては内部自覺一般に對しては啓蒙といふ方法であつたのであるが、一般も部落も皆皇國日本の國民として自覺しなければならぬ。皇國日本の國民として自覺することは部落だけでなく、一般も同様自覺しなければならぬ。從來は内部自覺として、「

自覺せよ、我々を差別する一般人に對して、我々は内部人として自覺して我々の地位を高め、生活の向上を圖り、教育の程度を引上げ、經濟の進展充實を圖らなければならぬ。」と教へたのであるが、今後の志向としては部落人も一般と等しく日本國民としての教育、文化、經濟、産業、環境を目標とし、一般側と等しく日本國民と云ふ一團一塊の見地の下に進むこととなつたのである。

従つて部落の人達も部落人であることを忘れ皇國日本の國民であることの誇りを以て一意天業を翼賛し奉るに専念し、一般人も亦皇國日本の國民たるの自覺の下に、徒らに同胞を賤視差別することを一切抛擲し、一團一塊の固き團結によつて國民一體の實を擧げ、以て天業を翼賛し奉らなければならぬことを悟るべきである。

新方針の第二は、融和事業の目的とする所は個人のため又は部落の利益のためでなくして、我々の日常の生活或は活動、發展といふものはそれ自體が即ち同時に國家目的の活動であり生

活であり又發展であるとすることである。部落の更生發展は部落のための更生發展ではなくして國家の活動發展である。即ち今まで部落といふ狭い範圍の更生發展を目指してゐたのを、國家目的の爲に更生發展すると云ふ考へを以て進まなければならぬ。換言すれば個人主義的、功利主義的考へ方を改めて、國家主義的考へ方にするといふことである。

第三に、融和事業の各種活動施設は國策遂行と一致せしむべきことである。

融和事業の目的とする處が國家目的の活動である結果として、融和事業の活動施設は皆國策に順應して往くべきことも當然肯かるゝ處である。而もこの國策の線に沿ふて活動することは同時に融和事業の目的を達成する所以である。

例へば生産擴充は現時局に於ける國策の最も重要なものゝ一つである。この生産擴充の爲に人を供給することは現下の國策遂行上缺くべからざることであるが、纏つて部落の實狀を見れば狭い範圍に多數人が集積生活してゐる而も

其の生活資源は極めて僅少である。今この人的資源を國家の生産擴充のために供給することは國策遂行の一翼たると共に部落の人と物とを調節することとなる。滿洲移住をすることも貧困であるからでなく、部落民であるためでもなく最も優良なる日本國民の一員として、日本國家を外の第一線に於て防護し活動することが、最も國家に貢獻することの多きものであるとの自信と誇りとを以て進まなければならぬのである

× × ×



滿洲分村計畫

【その一】

▼滿洲開拓計畫の必要

全國一萬一千餘町村の出寄留者と入寄留者との關係を調べて見ると、その大部分は入寄留者より出寄留者の數が著しく多い。従つてこれ等の町村の現住人口は本籍人口よりもずつと減つてゐる。或る町村では現住人口が本籍のそれに較べて五割内外に過ぎないといふ極端な例もある。多くの町村でも二割から三割位の不足は普通である。言葉を変へていへば本邦の町村は既に人口の抱容力がなくなつて、それが外に向つて溢れ出してゐるのだ。

この人口過溢現象は國力伸張の上に必要缺くべからざる人口の増加を物語るものであり、殊

に本邦を取り巻く四億四千六百萬人の支那、一億四千六百萬人の蘇聯一億二千二百萬人の北米合衆國に對しては、七千二百萬人の内地人口はあまりに少な過ぎる現狀であるから、その増加に對し一段の拍車を掛ける必要のあることは云ふまでもない。併し増加した人口をどこで吞み込むかといふのが問題になつて来る。町村では既に述べたやうに、年々増加して行く人口を支へ切れないでそれを外部に向つて吐き出してゐる仕末だ。それでは都市はどうかといふに現在は時局産業の殷賑から盛に勞働力の不足が叫ばれてゐるが、そこには限度があり、事變終熄後の反動も考へられないでもない。現に事變發生前の町村の辻々には都會に出て來ても職業はころがつてゐないから、出て來ることは見合せた方がよい、と云ふ意味のポスターが大都市の名に依つて張り出されてゐた。かうした事象がいづれ又具現されるのではないか。町村には人口が溢れ、都市はこれを吞み込むことが出來ないとするれば、増加人口の捌け口を別に考へなくてはならない。

はならない。人口問題と密接にして取放つことの出來ないのは食糧問題である。現在から六十年以前の明治十四年の米の反當生産額は一石一斗七升であつたが、昨昭和十四年にはそれが二石一斗七升に進み反當り一石の増收であり、明治十四年基準で増加の歩合を見ると八割五分に達してゐるこの顯著な増加は農業上の技術經營の綜合進展の結果であり、寔に喜ぶべきことではあるが、この六十年間に於ける人口の増加は二倍半に近い飛躍を示してゐる。此處に食糧の増産と人口の増加の間にテンポの相違が目立つて來る。その上人口は年々増加に増加を重ねて行くのであるが、食糧の方は年に依つて豊凶を異にし、前年よりも翌年は必ずしも増すことにはならない昭和八年は米穀統計始まつて以來の豊作で、反當産米量二石二斗三升を超えたのであるが、その翌九年には僅に一石六斗三升の收穫に過ぎなかつたのである。斯うした様相を眺めた場合、本邦の人口食糧

問題の前途に頗る緊迫した問題が横はつてゐることが察知される。勿論國內に於ても尙百四十萬町歩餘の開墾可能地はあり、既耕地に就て見ても水田だけに限つても約六割は改良の必要があるといはれてゐる。従つて前記の未墾地が全部開墾され、耕地改良が悉く完遂された場合には、相當の人口抱容力を増すことは出來よう。併しこれには巨額の經費と相當永い歳月を要すべきで、紙上計畫は容易であつても、その實踐には容易ならぬ困難を伴ふことになる。そこで實際問題としては確實に實行性のある手段を急速に擇ばねばならない。それに對しての答案は滿洲國開拓計畫の實行あるのみだ。

▼内地農村の現狀

人口食糧問題から見て滿洲開拓の必要は上述の通りであるが、然らば如何なる要員を以て滿洲開拓を行ふべきであるか、一昨十三年以來農林省が分村計畫を取り上げて、それを實踐に移してゐるは何のためであるか、國策としては昭和十三年から向ふ二十ヶ年間に百萬戸の内地人

を滿洲國に入植せしめやうといふのであり、希望者の一人一人をこの町から二人あの村から三人と拾ひ集めて百萬戸としてもささうなもの有何故に分村計畫で行かなければならないのであるか。以下それ等の事柄に付て一應所見を開陳して見たいと思ふ。

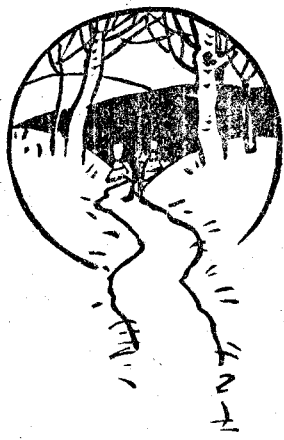
本邦の農林水産物の總價額を見るに、昭和六年は僅かに二十三億七千萬圓であつたが、一昨十三年には五十億五千萬圓に進み、價額の増加は二倍一分餘に達し、農村富めりと思はしめるかに見えるが、それは漸く大正十四年の五十億三千万圓に迫つた程度であり、殊に農林漁業の經營用品や、農山漁民の生活必需品の値上りを考慮に入れる場合は等しく五十億圓にしても價値の上から見て甚しい相違がある。故に單に價額の上からのみで農村の貧富を判断することは頗る早計であり、且危険でもある。

昭和十三年の九月全國農家の一齊調査が行はれ、其の集計に依つて幾多の重要な事實が發見されたが、その中で特に目を惹いたものは、

農業を専業とする農家戸数のあまりに少いことだ。總戸數五百四十四萬戸中二百四十八萬四千戸、四割六分だけが農業を専業とする者で、残りの五割四分二百九十五萬六千戸はその分量の多少の別はあるが、何物かを兼業することに依つて農家生活を支へてゐるのである。殊に兼業農家中の百三十萬二千戸は兼業を主とし、農業を従とする者であるから、これ等の人にもつと廣い耕地を興へ、農業のみに依つて立ち上り得る機会を掴ませることが、それ等の個人個人の更生の途を拓くと共に、本邦の前途に横はる食糧問題の難關を切り開くことともなるのである。前項の末尾で耕地の廣さについていつたが、一齊調査に依る農家一戸當りの耕地の廣さは一町八畝となつてゐる。併しそれは全戸の平均面積であつて、農家の様相を審かにする場合には極めて狭少な耕地に閉ぢこめられてゐる者が頗る多數に上つてゐる。即ち總戸數中五反歩未満の者が三四・二%、五反歩以上一町歩未満の者が二九・七%、兩者合計六三・九%、實數三百四十七萬三千八百三十戸の多數に達し、これの大

部分は農業のみに依つて安定生活を遂げ得ないことは、曩に農林省經濟更生部が全國一千名の地方事情調査員に對し、「赤字を出さず、負債も整理することの出来るやうにするにはどれだけ耕地が必要か」との質問を出し、その回答を集計した數字を見ると全國不均一町六反五畝となつてゐるのを見ても明瞭である。

右の一町六反五畝の耕地が農業生活に適正な面積であり、これに依つて農家生活が安定するものであるとするならば、五百四十八萬三千六百七十町歩の全耕地に收容し得る農家の戸數は三百三十二萬戸に過ぎず、五百四十四萬戸の農家中二百二十二萬戸を離村せしめることが、計數の上から見て必要であり、これを全國一萬一千百四十一町村に割當てると、一町村平均百九十餘戸となるのであつて、實に國策開拓民百萬戸の二倍に達することになる。併し農業生活は耕地面積が殆ど全部の問題であるが、農家生活は耕地以外にも求むる或物があり、兼業必ずしも不可でなく、その必要性も相當認められる場合もあるから、一應の考へ方は百萬戸送出の方針で進むべきであらう。未完



林野火災防止に就て

昨年の十二月から本年の一月に亘つて一般に各地とも稀に見る早魃であつたため林野の火災を誘發し、積雪の多い地方たる本縣の如きは幸にして禍害を見なかつたのであるが、全國的には頗る大なるものがあつた。本年一月中に發生した林野火災中重要なものばかりでも、農林省山林局の調べによると罹災面積三千八百餘町歩其の損害額は實に百二十一萬圓の多額に上り平年同期の約十倍を算する状況であつて、國土保安の上から云つても亦時局柄資源維持の上から云つても洵に遺憾の極みである。

この林野火災の原因についてはその火入、林

野内の喫煙や焚火の後始末の不良、炭窯の火氣の不注意、又は汽車の煤煙等から發するものが多いのである。

本縣に於ても昨年中に千數百町歩の林野を烏有に歸せしめ、其の損害額十數萬圓に達してゐる。林業經營將亦資源愛護上洵に憂慮に堪へないものがあつた。殊に本年は光輝ある紀元二千六百年を迎へて之が記念事業として縣下各地に森林造成計畫が樹立せられつゝある折柄でもあつて、野火の警防は一段と喫緊を要するのであるから、縣民の林野火災防止觀念を昂め、以て野火發生を未前に防止するとともに、一朝發火の場合には之が消火に遺憾なきを期する様努めなければならぬ。

x x x



少年戦車兵の募集

陸軍戦車学校(所在地 千葉縣千葉市黒砂町)では、昭和十五年陸軍戦車学校生徒を次の要項に依つて募集します。

- 一 生徒養成の目的及び採用豫定人員
少年戦車兵は優秀なる戦車隊現役下士官の養成を目的とするものであつて、今回の採用豫定人員は約二百三十名です。
- 二 生徒の将来及び待遇
生徒の修業年は概ね二ヶ年であつて、卒業後戦車隊に配屬して伍長勤務上等兵とし概ね一ヶ年後伍長に任官されます。伍長任官後は各人の奮闘努力に依つて逐次進級し尙陸軍補充令に依る試験に合格した者は所定の修學後戦車隊將校となるの途があります。

生徒入校の爲の旅費及び入校後修學に要する費用は凡て官費であつて、尙毎月四圓の手當を支給せられます。但し自己の都合に依る旅行、休暇の時の往復旅費等は各人の支辨です。

三 志願者の資格

- 1 年齢 大正十一年四月二日より大正十四年四月一日までに生れた者

- 2 學力 高等小學校卒業程度

- 3 學歷 制限なし

- 4 不採用 妻ある者、破産の宣告を受け復権を得ない者、禁錮以上の刑に處せられたる者、素行の修まらぬ者

生徒は在學中自己の意志に依つて退校し、或は他の學校の受験に應ずることは出来ませんから、よく父兄と相談して其の承諾を得て志願せねばなりません。

四 志願の手續

採用検査は二次に行はれ、第一次検査は第一次身體検査及び學科試験とし、學科試験は第一次身體検査合格者のみに對して行はれます。第二次身體検査は第二次身體検査及び適性検査に分ち、第一次検査合格者(採用豫定者)に對して行はれます。

1 第一次検査

検査場は各師管區毎に數箇所で行はれ、第十師管では姫路、岡山、松江、鳥取に検査場が開設されることになつてゐます。但し適宜集合して設けらるることもあります。學科試験は高等小學校卒業程度に於て國語、數學、作文、地理歴史、理科に就いて行はれます。

検査期日は、第一次身體検査は昭和十五年九月十日より同年九月十四日迄に於て検査官の指定する日、學科試験は同年九月十五日より概ね二日間であります。

2 第二次検査

陸軍戦車學校に於て昭和十五年十一月二十

- 1 志願票用紙及び志願者心得は、本人の請求に依つて聯隊區司令部、教育總監部、陸軍戦車學校で交付されます。
- 2 志願者は志願票及び戶籍謄本(新に交付を受けたもの)を、昭和十五年五月三十一日迄に確に到着するやう、希望する検査場所を管轄する聯隊區司令官に差出すこと。
- 3 志願書類差出後其の記載事項に移動を生じた時は、志願者は速かに其の旨を願書差出先の聯隊區司令官を経て陸軍戦車學校長に届出ねばなりません。様式は自由です。
- 4 止を得ぬ事故に依つて受験を中止する者は速に其の旨を通知すること。
- 5 願書差出後の願届及び其の他の照會の際は必ず本籍地、現住所及び第一次検査地名を記入し、返信を要する場合は返信料(郵便切手)を封入せねばなりません。

五 採用検査

六 採用豫定者

- 1 七日より概ね四日間行はれます。
- 1 第一次検査の成績に依つて採用者豫定者を決し、概ね十月下旬陸軍戦車學校長より其の旨を直接本人に通達すると共に採用豫定者心得を交付し、尙官報に其の人名を公示されます。採用豫定者以外の者には別に通知されまはんから必要に應じて官報を見て下さい。
- 2 採用豫定者に對しては第二次検査を行つて、合格者は昭和十五年十二月一日生徒として入校を命じ、其の他の不合格者は同十一月三十日歸郷せしめられます。
- 3 採用豫定者として學校に出頭した者に對しては其の第一次検査受験當時の現住所より陸軍戦車學校までの里程に應じ、着後陸軍旅費規則に依り學校に於て支給されますし第二次検査に合格しない爲歸郷せしめられる者には前の規定に準じて復歸の旅費を支給されます。

七 身體検査に就き志願者の參考

- 1 身體検査不合格の基準となすものは概ね左の如くであります。
 - 1 裸眼視力「〇・八」に満たない者及び近視遠視又は近視性亂視、遠視性亂視の者に在りては各眼の視力「〇・六」に満たさず、且つ二デオプトル以下の球面鏡に依る各眼の矯正視力「〇・八」に満たない者。
 - 2 辨色力不完全の者
 - 3 傷痕、疾病、畸形等で陸軍々人の服務に堪へない者。
 - 4 身長、體重、胸圍が一定の標準に達しない者。
- 詳細は昭和三年三月二十六日陸軍省令第九號陸軍身體検査規則附録第四(市區町村等役場に備付あり)を参照のこと。
- 尙詳細については市役所又は町村役場について問合せ下さい。



物資を活用

しませう

近頃段々「物」が窮屈になつて來ました。従つて中には斯んなことで將來どうなるかと云つたやうなことを心配する者も少くないのですが聖戰二年有半にしてまだ此の状態を保ち得る我國の經濟的底力の強大なことに寧ろ驚く位です。今我國は大陸に於て幾つかの大事業をなすつゝあります。事變とは云つても、世界空前の大規模な戦争をやつてゐるのでありますから、之に莫大な物資を要することは當然なことであつて、同時に又我國は大陸の經濟開發と云ふ之又莫大なる物資を要する未曾有の大事業を進めつゝあるのであります。

戦争と經濟開發、此の二つを通して完成しやうと云ふのが新東亞の實現であるのですから、軍需民需に要する物資は、今後いよゝ莫大なものになることを覺悟せねばなりません。

我國は元々物的資源に恵まれない國であるにも拘らず、此の尨大なる物資の必要に迫られてゐるのでありますから、我々としては何として此の難局を切抜けねばなりません。それをしても一体「物」は天から降つて來るものでもなく、地から湧いて來るものでもありません。足らぬ物資は之を外國から輸入して來るか、國內のものを活用するか二つに一つより途はないのであります。

外國から足らぬ物をどしどし輸入出來ればそれに越したことはありませんが、之には色々な支障があります。先づ第一に「金」を要するとしても、假令「金」が思ふ通りにあつたとしても、外國がそれを賣つて呉れなければどうにもならないのであつて、最近のやうにヨーロッパに戦が起り、各國が軍備の充實に狂奔してゐる

やうな情勢では、結局こちらの欲しいものは向ふも欲しいと云ふことになつて、却々思ふやうに手に入れることが難しくなつて來たのです。況んや我國は「金」の少い國であることを考へると、外國からの輸入を當てにしてゐては結局駄目と云ふことになるのです。

そこで次に殘された問題は、物資の不足を緩和する方法として、國內にある物資の徹底的活用を圖る外に其の方法がないと云ふことになるのです。お互に持つてゐるものを出来るだけ有効に使ふばかりでなく之まで、捨て、顧みなかつたものも之を拾ひ出して、國家の資源に役立つと云ふ心掛けが國民の銘々に依つて實踐されねばならぬことになつたのであります。

之まで筆筒の底や押入の隅等にしまつてあつたものを引張り出して、出来るだけ之を活して使ふ工夫をすると共に、既に使用し盡した廢品や捨てられたものを徹底的に回収し、新しい資源に之を再製してお國のために役立てねばなら

ないのです。

又現に金の政府集中が行はれてゐるやうに、場合に依つては銀や鐵や銅其の他國家に是非必要であると云ふ資材に付ては、假令お互が大切に持つてゐるものであり、或は又現に使用してゐるものであつても不便を忍び、乃至は代用品で間に合せて、國の御用に立てると云ふ非常な決心と實行とが、國家の名に於て要請せられることもあり得ると思はねばなりません。

東京府市では、昭和十四年に家庭にある毛ボロや屑毛類を集めて約六萬着の軍服を再製して居ります。比の前の歐洲大戰の際、ドイツの軍人はあれ程物資の不足に苦しんでゐながら、大戰の最後まで羊毛の軍服を着してゐたので列國から不思議にされてゐましたが、之はドイツ國內にある羊毛の九割までも回収し、それを十一回も反毛して軍服に使つてゐたからであります。

「活かせ廢品、興亞の資源」毛ボロ、綿ボロ屑鐵、古金物、紙屑、ゴム靴等の廢品も、現在の我國にとつては何れも重要な資源であつて、

之を再製することに依つて不足資源を補給し得るのでありますから、國民舉つて資源愛護に努め、物資に對する認識を深めて國策の達成に協力せねばなりません。

x x x



土地賣買の實際事例調査

農林省官房統計課では、土地政策の基礎資料として最近に於ける土地賣買の實情、殊に地價騰貴の状態を全國的に調査することになつたので、本縣に於ても、昭和十四年中に行はれた土地賣買の實際の事例を、縣下各市町村の右事情を知悉して居る者一市町村五人を、市町村長に選定せしめて調査させることになつた。

此の依頼を受けた者は、自己の知つてゐる事

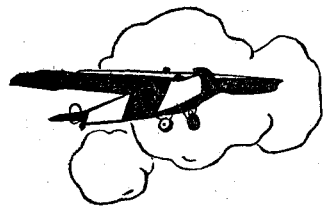
例一つに付て調査票に調査事項を記入し、封緘して本月の二十日まで市町村長に提出するのである。

更に、市町村長は調査者が提出した調査票を封緘の儘之を一括して本月の末日までに、統計課長宛に單獨便で送付することになつてゐる。尚ほ土地賣買事例調査事項の概略を記すと次の如くである。

- (一) 賣買されたる土地
 - 一 所在地
 - 一 種類(田、普通畑、桑園、果樹園、宅地、原野)
 - 一 筆數、賃貸價格
 - 一 登記上の段別
 - 一 實際の段別
 - 一 登記上の賣買價格
 - 一 實際の賣買價格
 - 一 一段步當り實際價格
 - 一 土地附屬の權利及び固定物の有無、名稱

00645

- 價格
- 一 周旋人、手数料
- 一 收穫物の段當平均收量又は其の價格
- 一 小作地、段當實納小作料
- 一 買主との關係、其の住宅との距離
- 交通
- 一 水利、地味
- (二) 賣主
- 住所
- 職業
- 一 從來の所有耕地
- (三) 買主
- 住所
- 職業
- 一 從來の所有耕地
- 一 賣主との關係
- 購入金調達方法
- (四) 其の他



毒瓦斯の

防ぎかた(一)

「空軍なくして戦争なし」
 「防空なくして國防なし」
 とは今次の事變に於て愈々我等の心を衝く言葉となつた。今こそ我が勇猛なる海陸の荒鷲の威力によつて、敵をして我が國を空襲せしめる餘力無からしめてゐるが、一朝國際情勢の變化によつて優秀なる空軍を有する敵と相對するに至つたならば、現代に於ける進歩せる飛行機は何

- 一 賣却の理由
- 一 特殊事情
- 一 賣買の成立した時

00646

時我等の頭上に飛來して爆彈、焼夷彈、或は瓦斯彈を投下し、又は毒液を雨の如く雨下するかも知れぬ。
 固より之に對しては軍民一致して適切なる防空の手段を講ずるであらうが、各家庭に於ても空襲を受けた場合之に應ずるだけの用意と覺悟とがなければならぬ。兄は戰場に、弟は工場に父は警防團の一員として外に活動する一般家庭の人達のため、主として瓦斯防護に對する心得を述べやう。

一 空襲に用ひられる瓦斯
 空襲に用ひられる主なる瓦斯に左の通りである。

一 窒息瓦斯
 氣體で之を吸ふと呼吸器特に肺を侵し、致命的の傷害を與へる。爆彈の中に入れて投下される場合が多い。例へば「ホスゲン」の如きで、之に侵されると二、三時間後に症狀を發する。

二 糜爛瓦斯

丁度油の様な液體で、長く残つてゐて効力を持続するので持久瓦斯とも云ふ。この液が著物や皮膚に附くと火傷のやうな傷害を起す。尚この液體の發散する氣體を長く呼吸すると呼吸器を害し、目に觸れると強い結膜炎となり失明することがある。爆彈に入れて投下し或は飛行機から雨下して用ひる。例へば「イペリット」「ルイサイト」の如きで、數時間後に傷害を發する。

三 其の他の瓦斯

煙狀となつて眼を刺戟する催涙瓦斯、「くしやみ」の出る瓦斯、中毒を起す瓦斯等がある。これ等の瓦斯は空襲には使用せられることが比較的少い。

以上主なる瓦斯について述べたが、瓦斯は防護のやり方がよければ殆ど傷害を免れることが出来るもので、敢て恐れるに足らない。然し豫期しない場所まで流れ、或は意外に長く残つて居ることがあるから油断してはならぬ。又糜爛瓦斯は飲料水を汚濁することがあるから注意せ

00647

ねばならぬ。
要するに瓦斯空襲は住民を殺傷するよりも精神的脅威を與へる効果が寧ろ大である。従つて瓦斯に對する正しい防護施設、規律ある統制訓練が大切であつて、徒に狼狽して混亂に陥つてはならぬ。

二 個人の防護

一 窒息瓦斯に對しては防毒面があれば完全に防護が出来る。靡爛瓦斯に對しても眼及び呼吸器を保護することが出来るが、液が皮膚や著物等に滲み込むのを防ぐためにはゴム手袋やゴム靴(高下駄)などが必要である。

防毒面は信頼の出来る効力確實なものを使はねばならぬ。信頼なき防毒面は却つて害をなすことがあるから、權威ある機關の検査済のものを選ぶがよい。

二 裝面(面を被ること)は確實迅速でなければならぬ。故によく警防團員等に就て之が着け方を習つて置くことが必要である。裝面のとき呼吸を止めること、面が確實に顔に密着し

て居るかを點検することは大切なことである
三 瓦斯は息氣が微弱だからといつて裝面を怠つてはならぬ。又假令瓦斯を吸つたからとて或は如何に苦痛を感じても面を取つてはならぬ。この際面を取ると更に甚しく傷害を受けることになるから充分注意せねばならぬ。

四 防毒面を持たないか若しへは持つてゐても破損して用をなさないときは、濕した手拭(重曹液又はウロトロビン液に濕したものであれば一層よい)等を以て鼻及び口を覆ひ、水中眼鏡を使用し、鼻で靜に呼吸を行ひながら早く風上、避難所等に避難するがよい。

五 瓦斯は色と臭ひで知るが、防毒面を裝した場合その有無を知るには食指を覆面の縁と頬との間に押し込み、口を閉ぢ、空氣を短く且淺く吸つて臭ひを検し、食指を覆面から脱して空氣を吐き出すのである。

六 靡爛瓦斯は其の傷害症狀がすぐ現れないため知らず識らずの間に危害を蒙り易い。故にこれを知つたら速に裝面し、その瓦斯の附い

00648

たものは已を得ない場合はゴム手袋で取扱ふがよい。ゴムでも時間が経てば瓦斯はだん／＼滲み込むものであるから時々晒粉等で消毒することを要する。高下駄は汚毒地を歩くに便である。然し通つた後はすぐ晒粉で消毒せねばならぬ。

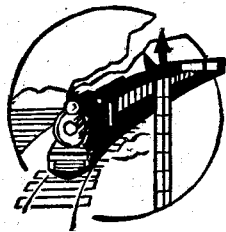
七 皮膚に靡爛瓦斯液の附着した場合は先づその部分を綿布、ガーゼ、吸取紙等で軽く押へ、液を吸ひ取り除き去る。この際不用意に拭ふ時は却つて液の附いたところを擴げるから注意を要する。次で除毒粉(過マンガン酸カリ)石油等を以て繰り返し／＼拭つた後、石鹼液やぬるま湯を以て洗ふのである。

又晒粉を水で泥狀にしたものを厚く塗り、數分間その儘にして後ぬるま湯又は水で洗ふこともある。粉狀の晒粉を直接使用すれば液と接觸して高熱を發し、火傷することがあるから注意せねばならぬ。

被服に靡爛瓦斯が付き又附いた疑ひある場合には直に着換へるか或は其の部分の消毒せ

ねばならぬ。

晒粉は被服を損傷するけれども火急の場合の消毒のためには致し方ない。眼に傷害を被つた場合には水、食塩水、二%の重曹水等を以て繰り返し／＼して洗ひ、毒物を除いた後アルカリ性眼軟膏等を以て治療するがよい。
瓦斯雨下を受けたら直に屋下に入るか、或はマント、傘、防水布等の如き物を以て汚毒を避けた後其の物を棄て、速に汚毒地域を脱れ出で、前の要領で直に身體の除毒被服の消毒を行はねばならぬ。(未完)



戦歿者遺児を

靖國神社に招きて

軍人 會長陸軍大將男爵 援護 奈 良 武 次

興亞聖業の人柱として、尊き身命を捧げた勇

士の遺児達をして、其の忠烈なる遺志を受け継がしめ、家門の譽を永久に保持せしめることに關しては、國家の施設に於ても、亦民間の援護事業に於ても共に重要視し、それに對する各種の方途がそれ／＼講せられてゐるのである。

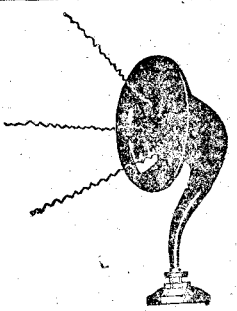
而もその何れの場合に於ても、最も根源的なこととして考へられることは、遺児達自身が名譽ある勇士の遺児たることを覺り、常に正しき意味の矜持を胸裡に深く藏しつゝ自ら奮ひ自ら勵んで行くことであらうと思ふ。そしてそれがためには一方またそれに相應しい多くの機會を與へると云ふやうなことも必要となつて來るのである。

本會では以上のやうな見地から、昨年八月靖國神社參拜のため、尋常六年在學中の遺児達をお招きしたのであつたが、その砌りには、畏くも、皇后陛下に於かせられては、格別の思召を以て遺児一同に對し御菓子御下賜の有難き御沙汰を賜はり、又本會總裁 朝香宮殿下に於かせられては、本會行事の式典に特に御台臨の上有

難き御言葉を賜はるなど無上の光榮に浴し、尙ほ關係官廳は勿論、民間團體を初め國民一般からも深甚なる御同情と御援助を辱うしたのであつた。

そして遺児達は、その光榮と同情とを身にしみつゝ靖國神社の社頭に於て敬虔なる祈りを捧げ、堅く將來を誓つたのであつたが、其の際受けた感激は、遺児達としては終生忘れ得ないところであつたと共に、それが遺児達の自奮自勵の上に役立つことも亦決して尠くはなかつたと思はれるのである。

本年度に於けるこの行事は昨年の經驗に鑑み季節を繰上げ三月下旬とし、従つて遺児の在學條件を尋常五年と云ふことに定めたが、本年も亦昨年と同様何等の支障なく、充分意義のあるやうに終らせたいと念願してやまない次第である。



常會での話方

話のさまじく

常會は「話」の會であつて、講演の會でもなければ討論の會でもない。

凡そ話には色々の形式があつて、一人で話して他の人は黙つて聞いてゐるのを演説や講演と云ひ、勝敗を決するのを討議討論と云ひ、互に意思の疏通を圖るのを談話と云ひ、更に此の談話に依つて一つの結論に到達するのを談合と云ふのである。

常會では一人で話してはならぬ。如何なる事情であつてもそれは成るべく時間を短くし、質問其の他の形式に依つて互に語り合ふやうな時間を餘さねばならぬ。

話は和である

話は和であつて、談話をすることに依つてお互の意思を疏通し眞の和合が出来るのであるから、お互に遠慮勝に押し黙つてゐるは何時まで經つても和合の出来るものではない。常會は話の會であることを充分考へねばならぬ。

さうかと云つて自分ばかりが面白がつて喋り通して、他の人に口を開かじめないやうなやり方であつては「互に語り合ふ」の本旨を失ひ、何でも彼でも自分の主張を通さうとして他の人の言には耳を藉さぬと云ふやうな我儘な言論では和やか隣保親睦の會合であるの本義を失はしめることになる。話は和であつて、之が常會に於ける話の骨法である。

常會の教化

常會は様々な人の集合であつて、唯其の居住の家が隣接して居ると云ふだけで職種は必ずしも同一とは云はれない。農村に於ては大抵其の業は同じであるが、都市は種々様々であつて、

知識や學問の程度も同一でなく、中には先覺者となつて導かねばならぬ人もあり、又導かれる外は何の思慮をも其の問題には特たぬ人があるそこで之を同一水準にまで引上げると云ふことが指導者の責任であつて、こゝに常會と教化と云ふ問題が起るのである。

併し常會は學校でもなければ講習會でもない常會は色々な人の集りであつて、或る種の問題には特殊な知識を持つて居る人であつても地方の事情には疎い人もあり、又地方の事情には通じて居つても社會情勢には暗い人もある。

だから自分が教へるとばかり思つて居つては大間違ひで、他に學ぶどころの多いことを忘れず自分は教化して居るのだと思ふ場合も謙讓にし、教化せられる場合も虚心坦懐に之を聽き取る雅量がなければならぬ。即ち謙讓と坦懐とは常會を和やかならしめる所以であつて、之を忘れては紛糾混亂を生み出す以外何物もないのである。

話の道德

話は相手に聞かせるのであるから、相手の感情を害しないと云ふことが根本であつて、根本的に相手と其の意見が異つても、感情を害しないやうに聞かせると云ふことが必要で、それは公平無私を第一とし、其の言語は専ら相手に對して同情を旨とする愛語でなければならぬ。古人は「愛語能く回天の力あり」と云ひ、佛教では之を衆生濟度の一方法とさへ云つて居る。

話の心構へ

近世の人傑山岡鐵舟は會つて知人と會し、其の餘興として落語の名人三遊亭圓朝を招いて

「桃太郎の話をして呉れ」
と云ふと圓朝は
「どうも先生方の前であの話は……」
と云ふので鐵舟は怒つて

「桃太郎の話は幼時母から聞いて面白く思つたのだ、母は決して話は上手でない、其の上手でない母に聞いてさへ面白かつたのだ、まして日本一の名人たるお前に聞けばさぞ面白からうと思ふから頼むのだ、何故出来なにか」

「どうも致し兼ねます」
「何故か考へて見よ、母は話は下手だが、子を愛する真心から話すから快く聞いたのだお前は舌で話すことは上手だが、心で話すことが出来ないからだ、舌を抜け、舌を抜け」

と云つた云ふ。
此の心構へが常會談話の要諦であつて、話方は下手であつても真心から話せば人をして傾聽せしめることになるのであるから、唯口先だけで話すのでなく、自分が斯うが良いと思つたことは遠慮なしに話すやうにしたい。併し自分のみ喋ることのいけないのは勿論である。



子供と金についての親達の注意

子供の生活の全体は、慈愛に満ちた母の懷であり、そして又社會の環境であります。それ程母の慈愛と社會の環境とは、子供の養育上大切であることは申すまでもありません。

併し此の母の慈愛が、餘りにも盲目的であつてはいけません。例へば子供に金銭を與へる癖をつけることが、如何に其の子の將來を過らせ、又他人の子供にまで其の悪影響を及ぼすかと云ふことに思ひを致せば、唯一錢、二錢の僅かな金と思つて、子供のせがむが儘に與へてはならないのであります。それは將來恐るべき禍を招く基となるからであります。

金は確かに社會生存上不可缺の要素で、金のない程淋しいものはありません。二ツ三ツの子供でさへ、金を與へれば泣いて居つても止める位であります。此の金のために多くの人が苦

しみ、歎き、人を呪ひ、世間を歎き、人を殺し或は傷つけ、骨肉相憎むと云ふ醜い争ひが起るのであります。

子供が母親から一錢貰つて駄菓子屋へ買ひに行く——それを見てゐた他の子も付いて行く、併し金がないから、友達のを食べるのを認めしうに見詰めて居る、其の心理は、小さな脳裏にどう響くであらうか。

知らず識らずの間に、子供は金に對して興味を覺へ、執着を感じて來るのであります。こゝに非常に社會的にデリケートなところがあるのでありますから、子供を抱く母親、又其の父親は、能く反省する必要があります。

世間には往々に、子供の手癖は「生れながらだ」と云ふ人もありますが、決してさうではありません。大部分は家庭的に影響するところが多く、餘り嚴格すぎる家庭とか、或は又、母の一錢、二錢の僅かな金と思つた盲目的な慈愛が遂に金への執着に依つて手癖の悪い子供となる場合が多分にあるのであります。更に現今の社會状態を見ますと、子供に金の價

値を教へ、勤勞精神を培養するのだと云ふ目的の下に、又は唯金錢を得るために、義務教育も終らないやうな、相當小さな子供が社會の第一線に働いて居ります。的不足の此の時局下に、働かせることは決して悪いことではありませんが、肉体的、精神的、或は教育的に完全でない子供が、どうして社會を認識したり、金の價値を認識するであらうか、唯無駄使ひと、活動寫眞遊び等を覺へ、悪い方面に世すれることが多いのであります。

又斯んな例があります。それはカード階級であります。毎月扶助される救護金を、親が不用意のために二、三回其の受取りを子供に頼みます。其の結果子供は金の執着と悪戯を覺へたのであります。そして大膽にも、救護金を受取る日でない日に方面委員のところへ「おちさん、お母さんが五十錢貸して下さい」と云つて來たので、方面委員のおちさんは、可哀想に思つて五十錢を渡してやつたのであります。又其の次も來たので變だと思つてゐると、母親が飛んで來て「無駄使ひや悪遊びを覺へ、本當に困ります」と云つて詫びたと云ふやうな話もあるのであります。斯様に金は子供をしいげ、惡を

教へ、天真を亂すものであります。

金は確かに經濟上必要であります。肉体的精神的、教育的に不完全な子供を働かせ、或は利用し、又は盲目的な母の一錢、二錢の慈愛は罪惡の泥沼に突き落とす結果となり、將來取返すことの出来ない破目に陥るのであります。従つて、子供を育てる親達は細心の注意が必要であります。

○三月二十日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

- 寫眞週報第百八號掲載内容
- 表紙 陸軍記念日、帝都のタンク行進
- 扉、新しい國旗に迎へる東亞の春
- 特輯 新東亞建設諸支那事變勃發より汪精衛氏の新支那中央政府樹立まで寫眞による新東亞建設史年表
- 讀物ページ
- 動亂か和平か最近の歐洲情勢 ○歐洲宣傳戰 ○軌道の話 ○海軍と經濟戰 ○英佛獨の戰時國民性 ドイツ篇
- 中陸軍記念日に際し開院宮殿下令旨を賜ふ
- 學生の意氣高らかに(陸軍記念帝都市街戰)
- 湯の里に時局色雪だるまコンクール
- 春の科學、顯微鏡下に水あらし(原生動物の春)
- 週報第百七十九號掲載内容
- 汪と新政府への謀議
- 支那新中央政府成立近況
- 日支兩國の聲明(汪精衛和平宣傳)
- 最近に於ける國旗の軋轢(陸軍省情報部)
- メキシコ經濟使節團の來朝(外務省情報部)
- 特別寄稿 二千六百年史抄(七)(菊池寛)

正誤

昭和十五年三月十五日発行鳥取縣公報第千百十三號事變特報第 四十五號中左ノ通正誤ス

頁	段	行	誤	正
三	上	一三	不足してゐる今日	不足してゐる今日、
同	上	一四	、これ等重要	これ等重要、
同	下	一八	れ、令本の	れ、本令の
四	下	一一	商 料 醫	商 科 醫
同	上	三	望しいから	望ましいから
五	同	五	滿十二歳以上 滿三十歳未満	滿十二歳以上 三十歳未満
同	同	一三	十二月三十日	十二月三十一日
同	同	一八	下つた場合、	下つた場合は、
同	下	一五	(撞球、麻雀 場所を謂ふ)	(撞球、麻雀 場所を謂ふ)
七	同	一七	場所を謂ふ	場所を謂ふ
同	同	一七	(舞踏教授所を含む)	(舞踏教授所を含む)
同	同	一八	ないのである	ないのである。
八	上	六	ないのである	ないのである。
九	下	一一	嘉納遊ばされ	嘉納遊ばされ

一〇	上	七	誓はれ群臣、	二二	上	三	情勢如何	情勢如何
一一	下	四	注意して拜讀	同	下	二	もので、あつて	ものであつて、
一二	上	一三	以て	同	同	六	即ち	即ち
一三	上	一五	御震翰	同	同	一六	一枚購入	一枚宛購入
一四	同	一七	御震翰	同	同	一九	なるのである次に	なるのである。
一五	下	一四	大統をお紹遊	同	同	二〇	一回發行	次に昭和十二年
一六	下	七	還元される	二四	下	二	百四十七名	百四十四名
一七	上	四	る、洋紙	同	同	五	於ける送行會	於ける壯行會
一八	下	七	植材の均衡	二五	上	四	三百四十七名	三百十四名
一九	上	一	ゐるので之等	同	同	七	嶽を振る	嶽を振ふ
二〇	同	一四	且つ枯益	同	同	一	鳥取市二五名	鳥取市二一名
	同	一八	見取圖面	同	同	二	岩美郡一六名	岩美郡一四名
	同	二	仰がれば	同	同	三	氣高郡二四名	名氣高郡二一名
	同	四	てさうした、	同	同	四	八頭郡五八名	八頭郡五一名
	同	六	新潟縣	同	同	一五	東伯郡八名	東伯郡七六名
	同	五	調整すること	同	同	一六	西伯郡一〇三名	西伯郡一〇九名
	同	一七	安定は得難い	同	同	一七	日野郡二三名	日野郡二二名
	同	一四	運動で、	二六	同	八	當日行ふと	當日行へば

昭和十五年三月廿二日印刷
昭和十五年三月廿二日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取 刑務支所

鳥取縣公報

昭和十五年三月廿二日
第千百十五號

金曜日

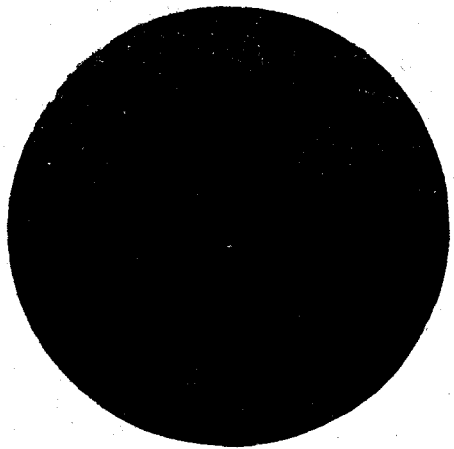
本書ノ大キサ國定規格A判

彙

報

第四十六號

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

鳥取縣公報 每週曜日發行
火金曜日發行

(休日ニ當ル
時ハ翌日)

昭和十五年三月廿二日
第千百十五號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

目 次

- 一 臨時農村負債處理法に就て……………(規畫課) 三頁
- 一 金使用規則……………(時局課) 五頁
- 一 國民融和について……………(社會課) 六頁
- 一 滿洲分村計畫 (その一)……………(規畫課) 九頁
- 一 林野火災の防止に就て……………(林務課) 一三頁
- 一 少年戰車兵の募集……………(社寺兵事課) 一四頁
- 一 物資を活用しませう……………(時局課) 一七頁
- 一 土地賣買の實際事例調査……………(統計課) 一九頁
- 一 毒瓦斯の防ぎかた (一)……………(警務課) 二〇頁
- 一 戰歿者遺兒を靖國神社に招きて……………(社會課) 二三頁
- 一 常會での話方……………(地方課) 二五頁
- 一 子供と金についての親達の注意……………(社會課) 二七頁

米に現はせ・堅忍持久



臨時農村負債

處理法に就て

我國農山漁村の累積負債は四十一億圓と稱せられてゐて、此のため農山漁村は負債の重壓に依つて經濟活動の促進が阻止されてゐるので、政府で臨時農村負債處理法が昭和十三年六月より實施せられたが、之は組織的に農山漁村の經濟更生を圖り、延びては國家の經濟發展に寄與せんとするものである。

今次事變の發生に依つて農山漁村から多數の出征者を見、中には名譽の戰死を遂げ、或は傷痍疾病の身となる者が相當にあるので、之が銃後對策の一つとして戰死者の遺族、並に戰傷病者及び其の家族に對して負債整理をなさしめ

以て經濟更生を企圖せんとして從來の負債整理制度に若干の新規な規定を設けられたものである。

其の新規な規定の概要は次の二點である。即ち

- 一 未だ負債整理組合の設立なき農山漁村に於ても戰死者の遺族、戰傷病者及び其の家族の負債處理をなし得ることにしたること。
- 從つて負債處理計畫の樹立、並に負債の條件緩和に關する協定の斡旋を道府縣臨時負債處理委員會(會長は地方長官)をしてなさしめ、而も其の斡旋を容易ならしめたこと。

- 二 負債處理資金の特別融通に依り市町村産業組合中央金庫、及び融資銀行の受けたる損失に對する補償の割合を従來の制度の二倍に引上げ、融通の敏速圓滑を期したこと。
- 本法の適用を受けるべき範圍は農山漁村に居住する者のみであつて、支那事變のみに限らず事變に關聯があれば滿洲或は内地にてもよく而

も軍人のみに限らず従軍看護婦、従軍通譯従軍記者等の軍屬及び徴用の人夫をも含まれてゐる。本法に依つて處理し得る負債は戦死者の死歿の時、又は戦傷病者が傷病に罹つた時以前に於て生じたる戦死傷病者遺家族の私法上の金銭債務に限られてゐるが、特別の事由があつて地方長官が認可したる場合は其の範圍が擴張せられることがある。

手續きとしては申出、進達、受理の三階段になつてゐて、申出は當時者たる本人又は市町村長、市町村負債整理委員、信用組合負債整理組合の理事がなすのである。尤も之等の人がなす場合は本人の同意を必要とする。本人が申出する時には委員に差出すのであつて、委員へ市町村長及び學識経験者中より地方長官が選任したる者)は負債の處理をなす必要があるか否かの意見を具して之を會長に進達するのである。即ち委員は申出のあた戦死傷病者遺家族の資産、業務及び家計の状況、一切の債務に付ての債權者、發生年月日、金額、利率、償還期限及

び方法、辨償狀況並に債務發生の事情を調査して意見の資料にするのである。債務は一切のものであるから、本法の適用範圍外の公法上の債務を含むのは當然である。

委員から進達を受けたる會長は、直に受理するや否やを決定して申出者、及び進達をなしたる委員に其の結果を通知することになつて居り更に會長は擔當委員を指定して申出の要旨擔當委員の氏名を當事者に通知することになつてゐる。

擔當委員は條件緩和の斡旋及び負債處理計畫を樹立して利害關係人の意見を聴き、調書を作成して負債處理計畫の要領を記載した書類と共に會長に報告しなければならぬ。

融通資金は凡そ五億圓程度であつて、融通機關としては市町村、信用組合、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行等の所謂融資銀行及び負債整理組合等がある。

融通の期限は昭和十三年より向ふ廿五年以内であつて、市町村及び信用組合が貸付をなす場

合は最高限度三千圓であるが、特別の事由に依つて地方長官の認可を受けたる場合は五千圓まで融通せられる。融資銀行よりする場合は五千圓以内である。利率は何れの場合も年三分八厘である。

擔保は融資銀行にあつては不動産擔保付とし市町村又は信用組合が貸付ける場合には擔保を徴しても無擔保でもよい。負債整理組合よりの轉貸の場合には市町村、信用組合は負債整理組合がその組合員に對して持つ貸付債權を債權質にとることになつてゐる。

本法の運用に當つての手數料及び調査費等は徴收されないが、當事者の申出に依つて特別の行爲をなしたる場合は、地方長官の定める所に依つて實費を徴せられることになつてゐる。



□ 金 使用 規則

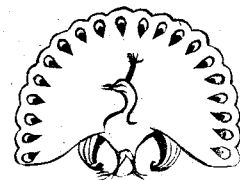
産金法第十一條及び第十二條の規定に基き、

大藏省令第五十二號を以て金使用規則が改正せられ、昭和十四年十二月二十三日官報で公布せられて本年一月一日より實施せられてゐる。この規則は金を用ひた製造を禁止し、金地金の譲渡を制限し、其の他金の使用に關して制限を加へたものであつて、その要旨は次の通りである

- 一 金を用ひた製品(金を含む合金、金銀、金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及び金化合物並に此等を用ひた製品を含む以下同じ)は當分の内之を製造することを得ない。但し醫療用として必要已むを得ないもの又は大藏大臣の許可を受けた場合を除く。
- 二 前項但書の規定に依つて許可を受けやうとする者は、一定の事項を記載した許可申請書で大藏大臣に提出すること。
- 三 當分の内、物の加工又は修繕の爲に金を使用することを得不い。但し醫療用として必要已むを得ないもの又は大藏大臣の許可を受けた場合を除く。

四 政府又は大藏大臣の指定する者、大藏大臣の金地金の使用又は譲渡の許可を受けた者又は大藏大臣の許可を受けて發行する金地金の使用券を所有する者以外の者に金地金を譲渡しようとする者は大藏大臣の許可を受けねばならない。

五 大藏大臣は必要ありと認めるときは、金を用ひたる製品を製造する者に對し、金の使用量又は其の製品の種類若くは數量を制限することが出来る。



國民融和

についで

△國民融和の要

三月十四日は明治元年畏くも 明治天皇が五

箇條の御誓文を御宣布あらせられた日であつてこれについては前號に記したのであるが、いふまでもなく五箇條の御誓文は肇國の大義を基調とする改新の國是を昭示し給ふたもので、就中「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と仰せられた御言葉の中に維新の大精神が現はされてゐる。

この大精神に基づいて明治四年八月太政官布告を以て徳川幕府以來特に強化されてゐた國民の差別制度が撤廢せられ國民の一部に對する不合理な差別が除かれて一視同仁の 聖旨の下に萬民齊しく皇恩に浴するに至つたのである。

されば、財團法人中央融和事業協會が昭和五年以來此の日を國民融和日と定め爾來全國の融和事業團體と相呼應し、此の記念すべき日を期して記憶を新にしつゝ融和促進の運動を行つて來たのであるが、今事變勃發以來國を擧げて國民精神總動員運動に參じ、協力一致以て銃後の護りを堅くする爲には一層國民融和の徹底を圖る必要があるので、一昨昭和十三年以來この國

民融和日を中心として三月十一日より十七日に至る一週間を國民融和週間とし、其の間各種の行事に依つて國民一般の理解を深め、この目的の達成に力められてゐるのである。

抑々我が日本民族は皇室を中心とする一大家族であつて、列聖慈育惠養の御恩徳は國內に普遍し國民全體は此の洪大なる御仁慈の下に渾然融合し、悉く日本民族たるの自覺と信念とを堅持し、皇運を扶翼し奉ることを以て無上の光榮としてゐるのである。かくの如き美はしき君民の關係は實に我が國體の精華であつて、これを發揚するには國を擧げて戮力一致、奉仕の觀念を以て一切の事業の遂行に努むる所がなければならぬ。此の意味に於て融和問題は國民共同の責務として一日も速かに解決すべきものである。

今や帝國は肇國の理想に基づき、天地大愛の精神を顯揚する爲に東亞新秩序建設の聖業を展開しつつある。併しながらこの聖業の前途は尙幾多困難の重疊すべきを覺悟せねばならないの

であつて、克く此の困難を克服し所期の目的を達成するには愈々日本精神を昂揚し、舉國一致盡忠報國の誠を致すべきであることは云ふ迄もない。此の時局に際し更に進んで此の精神を日常生活に擴充強化して、一圓融合の社會を實現することを期せねばならない。即ち國民融和の要彌々切なるを感ずる次第である。

△融和運動の志向

從來融和事業の指導方針として打立てられてゐた目標は、内部自覺を中心として、一般啓蒙の施設を外廓とせられてゐたのであるが、今後その方針を改訂せられて新しい指導方針の下に融和事業の展開を圖ることとなつた。

その第一は部落と一般とを別々に見ないことである。即ち從來は、部落に對しては内部自覺一般に對しては啓蒙といふ方法であつたのであるが、一般も部落も皆皇國日本の國民として自覺しなければならぬ。皇國日本の國民として自覺することは部落だけでなく、一般も同様自覺しなければならぬ。從來は内部自覺として、「

00653

自覺せよ、我々を差別する一般人に對して、我々は内部人として自覺して我々の地位を高め、生活の向上を圖り、教育の程度を引上げ、經濟の進展充實を圖らなければならぬ。」と教へたのであるが、今後の志向としては部落人も一般と等しく日本國民としての教育、文化、經濟、産業、環境を目標とし、一般側と等しく日本國民と云ふ一團一塊の見地の下に進むこととなつたのである。

従つて部落の人達も部落人であることを忘れ皇國日本の國民であることの誇りを以て一意天業を翼賛し奉るに専念し、一般人も亦皇國日本の國民たるの自覺の下に、徒らに同胞を賤視差別することは一切抛擲し、一團一塊の固き團結によつて國民一體の實を擧げ、以て天業を翼賛し奉らなければならぬことを悟るべきである。

新方針の第二は、融和事業の目的とする所は個人のため又は部落の利益のためでなくして、我々の日常の生活或は活動、發展といふものはそれ自體が即ち同時に國家目的の活動であり生

活であり又發展であることである。部落の更生發展は部落のための更生發展ではなくして國家の活動發展である。即ち今まで部落といふ狭い範圍の更生發展を目指してゐたのを、國家目的の爲に更生發展すると云ふ考へを以て進まなければならぬ。換言すれば個人主義的、功利主義的考へ方を改めて、國家主義的考へ方にするといふことである。

第三に、融和事業の各種活動施設は國策遂行と一致せしむべきことである。

融和事業の目的とする處が國家目的の活動である結果として、融和事業の活動施設は皆國策に順應して往くべきことも當然肯かるゝ處である。而もこの國策の線に沿ふて活動することは同時に融和事業の目的を達成する所以である。

例へば生産擴充は現時局に於ける國策の最も重要なものゝ一つである。この生産擴充の爲に人を供給することは現下の國策遂行上缺くべからざることであるが、翻つて部落の實狀を見れば狭い範圍に多數人が集積生活してゐる而も

00654

其の生活資源は極めて僅少である。今この人的資源を國家の生産擴充のために供給することは國策遂行の一翼たると共に部落の人と物とを調節することとなる。滿洲移住をすることも貧困であるからでなく、部落民であるためでもなく最も優良なる日本國民の一員として、日本國家を外の第一線に於て防護し活動することが、最も國家に貢献することの多きものであるとの自信と誇りとを以て進まなければならぬのである

x x x



滿洲分村計畫

【その1】

▼滿洲開拓計畫の必要

全國一萬一千餘町村の出寄留者と入寄留者との關係を調べて見ると、その大部分は入寄留者より出寄留者の數が著しく多い。従つてこれ等の町村の現住人口は本籍人口よりもずつと減つてゐる。或る町村では現住人口が本籍のそれに較べて五割内外に過ぎないといふ極端な例もある。多くの町村でも二割から三割位の不足は普通である。言葉を変へていへば本邦の町村は既に人口の抱容力がなくなつて、それが外に向つて溢れ出してゐるのだ。

この人口過溢現象は國力伸張の上に必要缺くべからざる人口の増加を物語るものであり、殊

に本邦を取り巻く四億四千六百萬人の支那、一億四千六百萬人の蘇聯一億二千二百萬人の北米合衆國に對しては、七千二百萬人の内地人口はあまりに少な過ぎる現狀であるから、その増加に對し一段の拍車を掛ける必要のあることは云ふまでもない。併し増加した人口をどこで呑み込むかといふのが問題になつて来る。町村では既に述べたやうに、年々増加して行く人口を支へ切れないでそれを外部に向つて吐き出してゐる仕末だ。それでは都市はどうかといふに現在は時局産業の殷賑から盛に勞働力の不足が叫ばれてゐるが、そこには限度があり、事變終熄後の反動も考へられないでもない。現に事變發生前の町村の辻々には都會に出て來ても職業はころがつてゐないから、出て來ることは見合せた方がよい、と云ふ意味のポスターが大都市の名に依つて張り出されてゐた。かうした事象がいづれ又具現されるのではないか。町村には人口が溢れ、都市はこれを呑み込むことが出來ないとすれば、増加人口の捌け口を別に考へなくてはならぬ。

人口問題と密接にして取放つことの出來ないのは食糧問題である。現在から六十年以前の明治十四年の米の反當生産額は一石一斗七升であつたが、昨昭和十四年にはそれが二石一斗七升に進み反當り一石の増收であり、明治十四年基準で増加の歩合を見ると八割五分に達してゐるこの顯著な増加は農業上の技術經營の綜合進展の結果であり、寔に喜ぶべきことではあるが、この六十年間に於ける人口の増加は二倍半に近い飛躍を示してゐる。此處に食糧の増産と人口の増加の間にテンポの相違が目立つて來る。その上人口は年々増加に増加を重ねて行くのであるが、食糧の方は年に依つて豊凶を異にし、前年よりも翌年は必ずしも増すことにはならない昭和八年は米穀統計始まつて以來の豊作で、反當産米量二石二斗三升を超えたのであるが、その翌九年には僅に一石六斗三升の收穫に過ぎなかつたのである。

斯うした様相を眺めた場合、本邦の人口食糧

問題の前途に頗る緊迫した問題が横はつてゐることが察知される。勿論國內に於ても尙百四十萬町歩餘の開墾可能地はあり、既耕地に就て見ても水田だけに限つても約六割は改良の必要があるといはれてゐる。従つて前記の未墾地が全部開墾され、耕地改良が悉く完遂された場合には、相當の人口抱容力を増すことは出來よう。併しこれには巨額の經費と相當永い歳月を要すべきて、紙上計畫は容易であつても、その實踐には容易ならぬ困難を伴ふことになる。そこで實際問題としては確實に實行性のある手段を急速に擇ばねばならない。それに對しての答案は滿洲國開拓計畫の實行あるのみだ。

▼内地農村の現狀

人口食糧問題から見て滿洲開拓の必要は上述の通りであるが、然らば如何なる要員を以て滿洲開拓を行ふべきであるか、一昨十三年以來農林省が分村計畫を取り上げて、それを實踐に移してゐるは何のためであるか、國策としては昭和十三年から向ふ二十ヶ年間に百萬戸の内地人

を滿洲國に入植せしめやうといふのであり、希望者の一人一人をこの町から二人あの村から三人と拾ひ集めて百萬戸としてもさよさうなものを何故に分村計畫で行かなければならないのであるか。以下それ等の事柄に付て一應所見を開陳して見たいと思ふ。

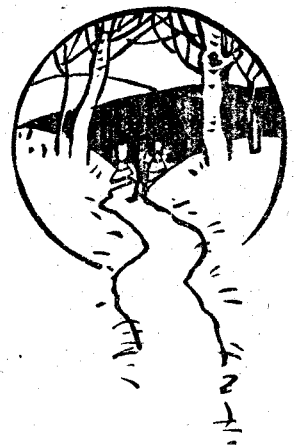
本邦の農林水産物の總價額を見るに、昭和六年は僅かに二十三億七千萬圓であつたが、一昨十三年には五十億五千萬圓に進み、價額の増加は二倍一分餘に達し、農村富めりと思はしめるかに見えるが、それは漸く大正十四年の五十億三千萬圓に迫つた程度であり、殊に農林漁業の經營用品や、農山漁民の生活必需品の値上りを考慮に入れる場合は等しく五十億圓にしても價値の上から見て甚しい相違がある。故に單に價額の上からのみで農村の貧富を判断することは頗る早計であり、且危険でもある。

昭和十三年の九月全國農家の一齊調査が行はれ、其の集計に依つて幾多の重要な事實が發見されたが、その中で特に目を惹いたものは、

農業を専業とする農家戸数のあまりに少いことだ。總戸數五百四十四萬戸中二百四十八萬四千戸、四割六分だけが農業を専業とする者で、残りの五割四分二百九十五萬六千戸はその分量の多少の別はあるが、何物かを兼業することに依つて農家生活を支へてゐるのである。殊に兼業農家中の百三十萬二千戸は兼業を主とし、農業を従とする者であるから、これ等の人にもつと廣い耕地を與へ、農業のみに依つて立ち上り得る機會を掴ませることが、それ等の個人個人の更生の途を拓くと共に、本邦の前途に横はる食糧問題の難關を切り開くことともなるのである。前項の末尾で耕地の廣さについていつたが、一齊調査に依る農家一戸當りの耕地の廣さは一町八畝となつてゐる。併しそれは全戸の平均面積であつて、農家の様相を審かにする場合には極めて狭少な耕地に閉ぢこめられてゐる者が頗る多數に上つてゐる。即ち總戸數中五反歩未満の者が三四・二%、五反歩以上一町歩未満の者が二九・七%、兩者合計六三・九%、實數三百四十七萬三千八百三十戸の多數に達し、これの大

部分は農業のみに依つて安定生活を遂げ得ないことは、曩に農林省經濟更生部が全國一千家の地方事情調査員に對し、「赤字を出さず、負債も整理することの出来るやうにするにはどれだけ耕地が必要か」との質問を出し、その回答を集計した數字を見ると全國不均一町六反五畝となつてゐるのを見て明瞭である。

右の一町六反五畝の耕地が農業生活に適正な面積であり、これに依つて農家生活が安定するものであるとするならば、五百四十八萬三千六百七十町歩の全耕地に收容し得る農家の戸數は三百三十二萬戸に過ぎず、五百四十四萬戸の農家中二百十二萬戸を離村せしめることが、計數の上から見て必要であり、これを全國一萬一千四百一十町村に割當てると、一町村平均百九十餘戸となるのであつて、實に國策開拓民百萬戸の二倍に達することになる。併し農業生活は耕地以外にも求むる或物があり、兼業必すしも不可でなく、その必要性も相當認められる場合もあるから、一應の考へ方は百萬戸送出の方針に進むべきであらう。未完



林野火災の防止に就て

昨年の十二月から本年の一月に亘つて一般に各地とも稀に見る早魃であつたため林野の火災を誘發し、積雪の多い地方たる本縣の如きは幸にして禍害を見なかつたのであるが、全國的には頗る大なるものがあつた。本年一月中旬に發生した林野火災中重要なものばかりでも、農林省山林局の調べによると罹災面積三千八百餘町歩其の損害額は實に百二十一萬圓の多額に上り平年同期の約十倍を算する状況であつて、國土保安の上から云つても亦時局柄資源維持の上から云つても洵に遺憾の極みである。

この林野火災の原因についてはその火入、林

野内の喫煙や焚火の後始末の不良、炭窯の火氣の不注意、又は汽車の煤煙等から發するものが多いのである。

本縣に於ても昨年中に千數百町歩の林野を烏有に歸せしめ、其の損害額十數萬圓に達してゐて林業經營將亦資源愛護上洵に憂慮に堪へないものがあつた。殊に本年は光輝ある紀元二千六百年を迎へて之が記念事業として縣下各地に森林造成計畫が樹立せられつゝある折柄でもあつて、野火の警防は一段と喫緊を要するのであるから、縣民の林野火災防止觀念を昂め、以て野火發生を未前に防止するとともに、一朝發火の場合之が消火に遺憾なきを期する様努めなければならぬ。

x x x



少年戦車兵の募集

陸軍戦車学校(所在地 千葉縣千葉市黒砂町)では、昭和十五年陸軍戦車学校生徒を次の要項に依つて募集します。

- 一 生徒養成の目的及び採用豫定人員
少年戦車兵は優秀なる戦車隊現役下士官の養成を目的とするものであつて、今回の採用豫定人員は約二百三十名です。
- 二 生徒の將來及び待遇
生徒の修業年は概ね二ヶ年であつて、卒業後戦車隊に配屬して伍長勤務上等兵とし概ね一ヶ年後伍長に任官されます。伍長任官後は各人の奮闘努力に依つて逐次進級し尙陸軍補充令に依る試験に合格した者は所定の修業後戦車隊將校となるの途があります。

生徒入校の爲の旅費及び入校後修學に要する費用は凡て官費であつて、尙毎月四圓の手當を支給されます。但し自己の都合に依る旅行、休暇の時の往復旅費等は各人の支辨です。

三 志願者の資格

- 1 年 齡 大正十一年四月二日より大正十四年四月一日までに生れた者
- 2 學 力 高等小學校卒業程度
- 3 學 歴 制限なし
- 4 不採用 妻ある者、破産の宣告を受け復権を得ない者、禁錮以上の刑に處せられたる者、素行の修まらぬ者

生徒は在學中自己の意志に依つて退校し、或は他の學校の受験に應ずることは出来ませんから、よく父兄と相談して其の承諾を得て志願せねばなりません。

四 志願の手續

1 志願票用紙及び志願者心得は、本人の請求に依つて聯隊區司令部、教育總監部、陸軍戦車学校で交付されます。

2 志願者は志願票及び戸籍謄本(新に交付を受けたもの)を、昭和十五年五月三十一日迄に確に到着するやう、希望する検査場所を管轄する聯隊區司令官に差出すこと。

3 志願書類差出後其の記載事項に移動を生じた時は、志願者は速かに其の旨を願書差出先の聯隊區司令官を経て陸軍戦車学校長に届出ねばなりません。様式は自由です。

4 止を得ぬ事故に依つて受験を中止する者は速に其の旨を通知すること。

5 願書差出後の願届及び其の他の照會の際は必ず本籍地、現住所及び第一次検査地名を記入し、返信を要する場合は返信料(郵便切手)を封入せねばなりません。

五 採用検査

採用検査は二次に行はれ、第一次検査は第一次身體検査及び學科試験とし、學科試験は第一次身體検査合格者のみに對して行はれます。第二次身體検査は第二次身體検査及び適性検査に分ち、第一次検査合格者(採用豫定者)に對して行はれます。

1 第一次検査

検査場は各師管區毎に數箇所で行はれ、第十師管では姫路、岡山、松江、鳥取に検査場が開設されることになつてゐます。但し適宜集合して設けらることもあります。學科試験は高等小學校卒業程度に於て國語、數學、作文、地理歴史、理科に就いて行はれます。

検査期日は、第一次身體検査は昭和十五年九月十日より同年九月十四日迄に於て検査官の指定する日、學科試験は同年九月十五日より概ね二日間であります。

2 第二次検査

陸軍戦車学校に於て昭和十五年十一月二十

00671

六 採用豫定者

七日より概ね四日間行はれます。

- 1 第一次検査の成績に依つて採用者豫定者を決し、概ね十月下旬陸軍戦車學校長より其の旨を直接本人に通達すると共に採用豫定者心得を交付し、尙官報に其の人名を公示されます。採用豫定者以外の者には別に通知されまはんから必要に應じて官報を見て下さい。
- 2 採用豫定者に對しては第二次検査を行つて、合格者は昭和十五年十二月一日生徒として入校を命じ、其の他の不合格者は同十一月三十日歸郷せしめられます。
- 3 採用豫定者として學校に出頭した者に對しては其の第一次検査受験當時の現住所より陸軍戦車學校までの里程に應じ、着後陸軍旅費規則に依り學校に於て支給されますし第二次検査に合格しない爲歸郷せしめられる者には前の規定に準じて復歸の旅費を支給されます。

七 身體検査に就き志願者の参考

身體検査不合格の基準となすものは概ねの如くであります。

- 1 裸眼視力「〇・八」に満たない者及び近視遠視又は近視性亂視 遠視性亂視のきこ在りては各眼の視力「〇・六」に満たない者且つ二チオプトリー以下の球面鏡による各眼の矯正視力「〇・八」に満たない者
 - 2 辨色力不完全の者
 - 3 傷痕、疾病、畸形等で陸軍々人の服務に堪へない者。
 - 4 身長、體重、胸圍が一定の標準に達しない者。
- 詳細は昭和三年三月二十六日陸軍省令第九號陸軍身體検査規則附錄第四(市區町村等役場に備付あり)を参照のこと。
- 尙詳細については市役所又は町村役場について問合せ下さい。

00672



物資を活用

しませう

近頃段々「物」が窮屈になつて來ました。従つて中には斯んなことで將來どうなるかと云つたやうなことを心配する者も少くないのですが聖戦二年有宇にしてまだ此の状態を保ち得る我國の經濟的底力の強大なことに寧ろ驚く位です。今我國は大陸に於て幾つかの大事業をなしつつあります。事變とは云つても、世界空前の大規模な戦争をやつてゐるのでありますから、之に莫大な物資を要することは當然なことであつて、同時に又我國は大陸の經濟開發と云ふ之又莫大なる物資を要する未曾有の大事業を進めつつあるのであります。

戦争と經濟開發、此の二つを通して完成しやうと云ふのが新東亞の實現であるのですから、軍需民需に要する物資は、今後いよいよ莫大なものになることを覺悟せねばなりません。我國は元々物的資源に恵まれない國であるにも拘らず、此の龐大なる物資の必要に迫られてゐるのでありますから、我々としては何として此の難局を切抜けねばなりません。それにしても一体「物」は天から降つて來るものでもなく、地から湧いて來るものでもありません。足らぬ物資は之を外國から輸入して來るか、國內のものを活用するか二つに一つより途はないのであります。

外國から足らぬ物をどしどし輸入出來ればそれに越したことはありませんが、之には色々な支障があります。先づ第一に「金」を要するとしても、外國がそれを賣つて呉れなければどうにもならないのであつて、最近のやうにヨーロッパに戦が起り、各國が軍備の充實に狂奔してゐる

やうな情勢では、結局こちらの欲しいものは向ふも欲しいと云ふことになつて、却々思ふやうに手に入れることが難しくなつて來たのです。況んや我國は「金」の少い國であることを考へると、外國からの輸入を當てにしてゐては結局駄目と云ふことになるのです。

そこで次に殘された問題は、物資の不足を緩和する方法として、國內にある物資の徹底的活用を圖る外に其の方法がないと云ふことになるのです。お互に持つてゐるものを出来るだけ有効に使ふばかりなでく之まで、捨て、顧みなかつたものも之を拾ひ出して、國家の資源に役立つと云ふ心掛けが國民の銘々に依つて實踐されねばならぬことになつたのであります。

之まで箆筒の底や押入の隅等にしまつてあつたものを引張り出して、出来るだけ之を活して使ふ工夫をするに、既に使用し盡した廢品や捨てられたものを徹底的に回収し、新しい資源に之を再製してお國のために役立てねばなら

ないのです。

又現に金の政府集中が行はれてゐるやうに、場合に依つては銀や鐵や銅其の他國家に是非必要であると云ふ資材に付ては、假令お互が大切に持つてゐるものであり、或は又現に使用してゐるものであつても不便を忍び、乃至は代用品で間に合せて、國の御用に立てると云ふ非常な決心と實行どが、國家の名に於て要請せられることもあり得ると思はねばなりません。

東京府市では、昭和十四年に家庭にある毛ポロや屑毛類を集めて約六萬着の軍服を再製して居ります。此の前の歐洲大戰の際、ドイツの軍人はあれ程物資の不足に苦しんでゐながら、大戰の最後まで羊毛の軍服を着してゐたので列國から不思議にされてゐましたが、之はドイツ國內にある羊毛の九割までも回収し、それを十一回も反毛して軍服に使つてゐたからであります。

「活かせ廢品、興亞の資源」毛ポロ、綿ポロ屑鐵、古金物、紙屑、ゴム靴等の廢品も、現在の我國にとつては何れも重要な資源であつて、

之を再製することに依つて不足資源を補給し得るのでありますから、國民舉つて資源愛護に努め、物資に對する認識を深めて國策の達成に協力せねばなりません。

× × ×

土地賣買の

實際事例調査



農林省官房統計課では、土地政策の基礎資料として最近に於ける土地賣買の實情、殊に地價騰貴の状態を全國的に調査することになつたので、本縣に於ても、昭和十四年中に行はれた土地賣買の實際の事例を、縣下各市町村の右事情を知悉して居る者一市町村五人を、市町村長に選定せしめて調査させることになつた。

此の依頼を受けた者は、自己の知つてゐる事

例一つに付て調査票に調査事項を記載し、封緘して本月の二十日までに市町村長に提出するのである。

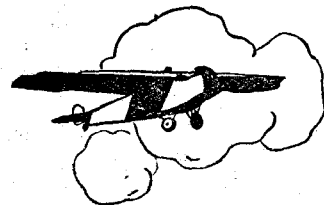
更に、市町村長は調査者が提出した調査票を封緘の儘之を一括して本月の末日までに、縣統計課長宛に單獨便で送付することになつてゐる。尙ほ土地賣買事例調査事項の概略を記すと次の如くである。

(一) 賣買されたる土地

- 一 所在地
- 一 種類(田、普通畑、桑園、果樹園、宅地、原野)
- 一 筆數、賃貸價格
- 一 登記上の段別
- 一 實際の段別
- 一 登記上の賣買價格
- 一 實際の賣買價格
- 一 一段步當り實際價格
- 一 土地附屬の權利及び固定物の有無、名稱

- 價格
- 周旋人、手数料
- 收穫物の段當平均收量又は其の價格
- 小作地、段當實納小作料
- 買主との關係、其の住宅との距離
- 交通
- 水利、地味
- (二) 賣主
- 住所
- 職業
- 從來の所有耕地
- (三) 買主
- 住所
- 職業
- 從來の所有耕地
- 賣主との關係
- 購入金調達方法
- (四) 其他

- 賣却の理由
- 特殊事情
- 賣買の成立した時



毒瓦斯の

防ぎかた(一)

「空軍なくして戦争なし」
 「防空なくして國防なし」
 とは今次の事變に於て愈々我等の心を衝く言葉となつた。今こそ我が勇猛なる海陸の荒鷲の威力によつて、敵をして我が國を空襲せしめる餘力無からしめてゐるが、一朝國際情勢の變化によつて優秀なる空軍を有する敵と相對するに至つたならば、現代に於ける進歩せる飛行機は何

時我等の頭上に飛來して爆彈、燒夷彈、或は瓦斯彈を投下し、又は毒液を雨の如く雨下するかも知れぬ。

固より之に對しては軍民一致して適切なる防空の手段を講ずるであらうが、各家庭に於ても空襲を受けた場合之に應ずるだけの用意と覺悟とがなければならぬ。兄は戰場に、弟は工場に父は警防團の一員として外に活動する一般家庭の人達のため、主として瓦斯防護に對する心得を述べやう。

一 空襲に用ひられる瓦斯
 空襲に用ひられる主なる瓦斯に左の通りである。

一 窒息瓦斯
 氣體で之を吸ふと呼吸器特に肺を侵し、致死的の傷害を與へる。爆彈の中に入れて投下される場合が多い。例へば「ホスゲン」の如きで、之に侵されると二、三時間後に症狀を發する。

二 糜爛瓦斯

丁度油の様な液體で、長く残つてゐて効力を持続するので持久瓦斯とも云ふ。この液が著物や皮膚に附くと火傷のやうな傷害を起す。尚この液體の發散する氣體を長く呼吸すると呼吸器を害し、目に觸れると強い結膜炎となり失明することがある。爆彈に入れて投下し或は飛行機から雨下して用ひる。例へば「イペリット」「ルイサイト」の如きで、數時間後に傷害を發する。

三 其他の瓦斯
 煙狀となつて眼を刺戟する催涙瓦斯、「くしやみ」の出る瓦斯、中毒を起す瓦斯等がある。これ等の瓦斯は空襲には使用せられることが比較的少い。

以上主なる瓦斯について述べたが、瓦斯は防護のやり方がよければ殆ど傷害を免れることが出来るもので、敢て恐れるに足らない。然し豫期しない場所まで流れ、或は意外に長く残つて居ることがあるから油斷してはならぬ。又糜爛瓦斯は飲料水を汚濁することかあるから注意せ

00677

ねばならぬ。
要するに瓦斯空襲は住民を殺傷するよりも精神的脅威を與へる効果が寧ろ大である。従つて瓦斯に對する正しい防護施設、規律ある統制訓練が大切であつて、徒に狼狽して混亂に陥つてはならぬ。

二 個人 の 防護

一 窒息瓦斯に對しては防毒面があれば完全に防護が出来る。塵爛瓦斯に對しても眼及び呼吸器を保護することが出来るが、液が皮膚や著物等にしみ込むのを防ぐためにはゴム手袋やゴム靴(高下駄)などが必要である。

防毒面は信頼の出来る効力確實なものを使はねばならぬ。信頼なき防毒面は却つて害をなすことがあるから、權威ある機關の検査済のものを選ぶがよい。

二 裝面(面を被ること)は確實迅速でなければならぬ。故によく警防團員等に就て之が着け方を習つて置くことが必要である。裝面のとき呼吸を止めること、面が確實に顔に密着し

て居るかを點検することは大切なことである

三 瓦斯は息氣が微弱だからといつて裝面を怠つてはならぬ。又假令瓦斯を吸つたからとて或は如何に苦痛を感じても面を取つてはならぬ。この際面を取ると更に甚しく傷害を受けることになるから充分注意せねばならぬ。

四 防毒面を持たないか若しへは持つてゐても破損して用をなさないときは、濕した手拭(重曹液又はウロトロピン液に濕したものであれば一層よい)等を以て鼻及び口を覆ひ、水中眼鏡を使用し、鼻で靜に呼吸を行ひながら早く風上、避難所等に避難するがよい。

五 瓦斯は色と臭ひで知るが、防毒面を裝した場合その有無を知るには食指を覆面の縁と頬との間に押して込み、口を閉ぢ、空氣を短く且淺く吸つて臭ひを検し、食指を覆面から脱して空氣を吐き出すのである。

六 塵爛瓦斯は其の傷害症狀がすぐ現れないため知らず識らずの間に危害を蒙り易い。故にこれを知つたら速に裝面し、その瓦斯の附い

00678

たものは已を得ない場合はゴム手袋で取扱ふがよい。ゴムでも時間が経てば瓦斯はだん／＼しみ込むものであるから時々晒粉等で消毒することを要する。高下駄は汚毒地を歩くに便である。然し通つた後はすぐ晒粉で消毒せねばならぬ。

七 皮膚に塵爛瓦斯液の附着した場合は先づその部分を綿布、ガーゼ、吸取紙等で軽く押へ、液を吸ひ取り除き去る。この際不用意に拭ふ時は却つて液の附いたところを擴げるから注意を要する。次で除毒粉(過マンガン酸カリ)石油等を以て繰り返し／＼拭つた後、石鹼液やぬるま湯を以て洗ふのである。

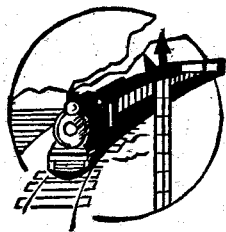
又晒粉を水で泥状にしたものを厚く塗り、數分間その儘にして後ぬるま湯又は水で洗ふこともある。粉狀の晒粉を直接使用すれば液と接觸して高熱を發し、火傷することがあるから注意せねばならぬ。

被服に塵爛瓦斯が付き又附いた疑ひある場合には直に着換へるか或は其の部分の消毒せ

ねばならぬ。

晒粉は被服を損傷するけれども火急の場合の消毒のためには致し方ない。眼に傷害を被つた場合には水、食塩水、2%の重曹水等を以て繰りかへして洗ひ、毒物を除いた後アルコール性眼軟膏等を以て治療するがよい。

瓦斯雨下を受けたら直に屋下に入るか、或はマント、傘、防水布等の如き物を以て汚毒を避けた後其の物を棄て、速に汚毒地域を脱れ出で、前の要領で直に身體の除毒被服の消毒を行はねばならぬ。(未完)



戦 殺 者 遺 児 を

靖 國 神 社 に 招 きて

軍人 會長 陸軍 大將 男爵
援護 會 長 陸軍 大將 男爵

奈 良 武 次

興亞聖業の人柱として、尊き身命を捧げた勇

士の遺児達をして、其の忠烈なる遺志を受け継がしめ、家門の譽を永久に保持せしめることに關しては、國家の施設に於ても、亦民間の援護事業に於ても共に重要視し、それに對する各種の方途がそれ／＼講せられてゐるのである。

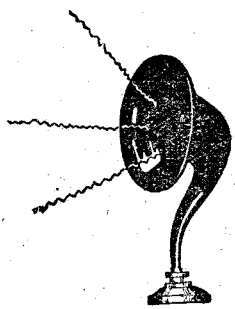
而もその何れの場合に於ても、最も根源的なこととして考へられることは、遺児達自身が名譽ある勇士の遺児たることを覺り、常に正しき意味の矜持を胸裡に深く藏しつゝ自ら奮ひ自ら勵んで行くことであらうと思ふ。そしてそれがためには一方またそれに相應しい多くの機會を與へると云ふやうなことも必要となつて來るのである。

本會では以上のやうな見地から、昨年八月靖國神社參拜のため、尋常六年在學中の遺児達をお招きしたのであつたが、その砌りには、畏くも、皇后陛下に於かせられては、格別の思召を以て遺児一同に對し御菓子御下賜の有難き御沙汰を賜はり、又本會總裁 朝香宮殿下に於かせられては、本會行事の式典に特に御台臨の上有

難き御言葉を賜はるなど無上の光榮に浴し、尙ほ關係官廳は勿論、民間團體を初め國民一般からも深甚なる御同情と御援助を辱うしたのであつた。

そして遺児達は、その光榮と同情とを身にしめつゝ靖國神社の社頭に於て敬虔なる祈りを捧げ、堅く將來を誓つたのであつたが、其の際受けた感激は、遺児達としては終生忘れ得ないところであつたと共に、それが遺児達の自奮自勵の上に役立つことも亦決して尠くはなかつたと思はれるのである。

本年度に於けるこの行事は昨年の經驗に鑑み季節を繰上げ三月下旬とし、従つて遺児の在學條件を尋常五年と云ふことに定めたが、本年も亦昨年と同様何等の支障なく、充分意義のあるやうに終らせたいと念願してやまない次第である。



常會での

話方

話のさまざま

常會は「話」の會であつて、講演の會でもなければ討論の會でもない。

凡そ話には色々な形式があつて、一人で話して他の人は黙つて聞いてゐるのを演説や講演と云ひ、勝敗を決するのを討議討論と云ひ、互に意思の疏通を圖るのを談話と云ひ、更に此の談話に依つて二つの結論に到達するのを談合と云ふのである。

常會では一人で話してはならぬ。如何なる事情であつてもそれは成るべく時間を短くし、質問其の他の形式に依つて互に語り合ふやうな時間を餘さねばならぬ。

話は和である

話は和であつて、談話をすることに依つてお互の意思を疏通し眞の和合が出来るのであるから、お互に遠慮勝に押し黙つてゐては何時まで經つても和合の出来るものではない。常會は話の會であることを充分考へねばならぬ。

さうかと云つて自分ばかりが面白がつて喋り通して、他の人に口を開かじめないやうなやり方であつては「互に語り合ふ」の本旨を失ひ、何でも彼でも自分の主張を通さうとして他の人の言には耳を藉さぬと云ふやうな我儘な言論では和やか隣保親睦の會合であるの本義を失はしめることになる。話は和であつて、之が常會に於ける話の骨法である。

常會の教化

常會は様々な人の集合であつて、唯其の居住の家が隣接して居ると云ふだけで職種は必ずしも同一とは云はれない。農村に於ては大抵其の業は同じであるが、都市は種々様々であつて、

知識や學問の程度も同一でなく、中には先覺者となつて導かねばならぬ人もあり、又導かれる外は何の思慮をも其の問題には特たぬ人があるそこで之を同一水準にまで引上げると云ふことが指導者の責任であつて、こゝに常會と教化と云ふ問題が起るのである。

併し常會は學校でもなければ講習會でもない常會は色々な人の集りであつて、或る種の問題には特殊な知識を持つて居る人であつても地方の事情には疎い人もあり、又地方の事情には通じて居つても社會情勢には暗い人もある。

だから自分が教へるとばかり思つて居つては大間違ひで、他に學ぶところの多いことを忘れず自分は教化して居るのだと思ふ場合も謙讓にし、教化せられる場合も虚心坦懐に之を聴き取る雅量がなければならぬ。即ち謙讓と坦懐とは常會を和やかならしめる所以であつて、之を忘れては紛糾混亂を生み出す以外何物もないのである。

話の道徳

話は相手に聞かせるのであるから、相手の感情を害しないこと云ふことが根本であつて、根本的に相手と其の意見が異つても、感情を害しないやうに聞かせると云ふことが必要で、それは公平無私を第一とし、其の言語は専ら相手に對して同情を旨とする愛語でなければならぬ。

話の心構へ

近世の人傑山岡鐵舟は曾つて知人と會し、其の餘興として落語の名人三遊亭圓朝を招いて

「桃太郎の話をして呉れ」
と云ふと圓朝は
「どうも先生方の前であの話は……」
と云ふので鐵舟は怒つて

「桃太郎の話は幼時母から聞いて面白く思つたのだ、母は決して話は上手でない、其の上手でない母に聞いてさへ面白かつたのだ、まして日本一の名人たるお前に聞けばさぞ面白からうと思ふから頼むのだ、何故出来なにか」

「どうも致し兼ねます」

「何故か考へて見よ、母は話は下手だが、子を愛する真心から話すから快く聞いたのだお前は舌で話すことは上手だが、心で話すことが出来ないからだ、舌を抜け、舌を抜け」

と云つた云ふ。
此の心構へが常會談話の要諦であつて、話方は下手であつても真心から話せば人をして傾聴せしめることになるのであるから、唯口先だけで話すのではなく、自分が斯うが良いと思つたことは遠慮なしに話すやうにしたい。併し自分のみ喋ることのいけないのは勿論である。



子供と金についての親達の注意

子供の生活の全体は、慈愛に満ちた母の懷であり、そして又社會の環境であります。それ程母の慈愛と社會の環境とは、子供の養育上大切であることは申すまでもありません。

併し此の母の慈愛が、餘りにも盲目的であつてはいけません。例へば子供に金錢を與へる癖をつけることが、如何に其の子の將來を過らせ、又他人の子供にまで其の悪影響を及ぼすかと云ふことに思ひを致せば、唯一錢、二錢の僅かな金と思つて、子供のせがむが儘に與へてはならないのであります。それは將來恐るべき禍を招く基となるからであります。

金は確かに社會生存上不可缺の要素で、金のない程淋しいものはありません。二ツ三ツの子供でさへ、金を與へれば泣いて居つても止める位であります、此の金のために多くの人が苦

しみ、歎き、人を呪ひ、世間を歎き、人を殺し或は傷つけ、骨肉相憎むと云ふ醜い争ひが起るのであります。

子供が母親から一錢貰つて駄菓子屋へ買ひに行く——それを見てゐた他の子も付いて行く、併し金がないから、友達のを食べるのを怨めしうに見詰めて居る、其の心理は、小さな脳裏にどう響くであらうか。

知らず識らずの間に、子供は金に對して興味を覺へ、執着を感じて來るのであります。こゝに非常に社會的にデリケートなところがあるのではありませんから、子供を抱く母親、又其の父親は、能く反省する必要があります。

世間には往々に、子供の手癖は「生れながらだ」と云ふ人もありますが、決してさうではありません。大部分は家庭的に影響するところが多く、餘り嚴格すぎる家庭とか、或は又、母の一錢、二錢の僅かな金と思つた盲目的な慈愛が遂に金への執着に依つて手癖の悪い子供となる場合が多分にあるのであります。更に現今の社會状態を見ますと、子供に金の價

値を教へ、勤勞精神を培養するのだと云ふ目的の下に、又は唯金錢を得るために、義務教育も終らないやうな、相當小さな子供が社會の第一線に働いて居ります。此の時局下に、働かせることは決して悪いことではありませんが、肉体的、精神的、或は教育的に完全でない子供が、どうして社會を認識したり、金の價値を認識するであらうか、唯無駄使ひと、活動寫真遊び等を覺へ、悪い方面に世すれすることが多いのであります。

又斯んな例があります。それはカード階級であります。毎月扶助される救護金を、親が不用意のために二、三回其の受取りを子供に頼みます。其の結果子供は金の執着と悪戯を覺へたのであります。そして大膽にも、救護金を受取る日でない日に方面委員のところへ「おぢさん、お母さんが五十錢貸して下さい」と云つて來たので、方面委員のおぢさんは、可哀想に思つて五十錢を渡してやつたのであります。又其の次も來たので變だと思つてゐると、母親が飛んで來て「無駄使ひや悪遊びを覺へ、本當に困ります」と云つて詫びたと云ふやうな話もあるのですが、斯様に金は子供をしいたげ、惡を

教へ、天真を亂すものであります。金は確かに經濟上必要であります。が、肉体的精神的、教育的に不完全な子供を働かせ「或は利用し、又は盲目的な母の一錢、二錢の慈愛は罪惡の泥沼に突き落す結果となり、將來取返すことの出来ない破目に陥るのでありますから、子供を育てる親達は細心の注意が必要であります。

○三月二十日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通
一 寫眞週報第八號掲載内容
表紙 陸軍記念日、帝都のタンク行進
一 屏、新しい國旗に迎へる東亞の春
特輯 新東亞建設譜一支那事變勃發より汪精衛氏の新支那中央政府樹立まで寫眞による新東亞建設史年表
讀物ページ
○動亂か和平か最近の歐洲情勢 ○歐洲宣傳戰 ○軌道の話 ○海軍と經濟戰 ○英佛獨の戰時國民性 ドイツ篇
中屏陸軍記念日に際し閑院宮殿下命令を賜ふ
學生の意氣高らか(陸軍記念帝都市街戦)
湯の里に時局色雪たるまコンクール
春の科學、顯微鏡下に水ぬるむ(原生動物の春)
汪と新政府への諷刺
支那新中央政府成立近し
日支兩國の聲明 (汪精衛和平宣傳)
最近に於ける國旗の軋轢 (陸軍省情報部)
メキシコ經濟使節團の來朝 (外務省情報部)
特別寄稿 二千六百年史抄 (七) (菊池寛)

正 誤

昭和十五年三月十五日發行鳥取縣公報第千五百十三號事變特報第四十五號中左ノ通正誤ス

頁	段	行	誤	正
三	上	二三	不足してゐる今日	不足してゐる今日、
同	上	一四	、これ等重要	これ等重要、
同	下	一八	れ、令本の	れ、本令の
四	下	一一	齒 料 醫	齒 科 醫
同	上	三	望しいから	望ましいから
五	上	五	滿十二歳以上 滿三十歳未満	滿十二歳以上 三十歳未満
同	同	一三	十二月三十日	十二月三十一日
同	同	一八	下つた場合、	下つた場合は、
同	同	一五	(撞球、麻雀 場所を謂ふ	「撞球、麻雀 場所を謂ふ」
同	同	一七	場所を謂ふ	「舞踏教授所を含む」
同	同	一八	(舞踏教授所を含む)	「舞踏教授所を含む」
八	上	六	ないのである。	ないのである。
同	上	二	嘉納遊ばされ	嘉納遊ばされ
九	下	二	嘉納遊ばされ	嘉納遊ばされ

一〇	同	上	七	警はれ群臣、 注意して拜讀	二三	上	三	情勢如何 ものであつて	情勢如何 ものであつて、 即ち
一一	上	上	一三	以テ	同	同	六	一枚購入 なるのである次に 第一回發行	一枚宛購入 なるのである。 次に昭和十二年 第一回發行
一二	同	上	一五	御震翰	同	同	一六	一回發行	百十四名
一三	同	同	一七	御震翰	同	同	一九	於ける送行會	於ける壯行會
一四	同	下	一四	大統をお紹介 還元される	同	同	二〇	三百四十名	三百十四名
一五	同	下	七	植材の均衡 ゐるので之等	二四	下	二	於ける振る	於ける振ふ
一六	同	上	四	且つ枯損	二五	上	五	鳥取市二五名	鳥取市二一名
一七	同	上	一	見取圖面	同	同	七	岩美郡一六名	岩美郡一四名
一八	同	同	一八	且つ枯益	同	同	一一	氣高郡三四名	名氣高郡二一
一九	同	同	一四	仰がれば	同	同	一二	八頭郡五八名	八頭郡五一名
二〇	同	同	一七	てさうした、 新瀛縣	同	同	一三	東伯郡八六名	東伯郡七六名
二一	同	同	一五	調整すること 安定は得難い	同	同	一四	西伯郡一〇三名	西伯郡一〇九名
二二	同	同	一七	運動で、	同	同	一五	日野郡二三名	日野郡二二名
二三	同	同	一四	運動で、	二六	同	一六	當日行ふと	當日行へば

昭和十五年三月廿二日印刷
昭和十五年三月廿二日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町